

官報號外

號外 昭和十五年三月二十三日

昭和十五年三月二十一日(金曜日) 帝國議會衆議院議事速記錄第三十一號

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ
如シ
帝國議會會期算定ニ關スル質問主意書
提出者　志賀和多利君
英國汽船フアムサム號ノ維新丸追突大破竝
堀川芳史氏溺死事件ニ關スル質問主意書
提出者　山道　襄一君
今井　新造君　田代　正治君
(以上三月二十日提出)

第七部選出	川崎 克君（長井源君補）
豫算委員	
第四部選出	
請願委員	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

議事日程 第三十號	昭和十五年三月二十二日 午後一時開議
第一 青年禁酒法案 (高橋壽太郎君外十三名提出)	第一讀會
第二 裁判所構成法改正法律案 (野田文一郎君外二十三名提出)	第一讀會
第三 檢察廳法案 (野田文一郎君外二介君外一名提出)	第一讀會
第五 農家世襲財產法案 (林平馬君外三名提出)	第一讀會
第六 民事訴訟法中改正法律案 (原夫次郎君外四名提出)	第一讀會
第七 農地國家管理法案 (大石大君外十名提出)	第一讀會
第八 檢查計理士法案 (森田重次郎君外二名提出)	第一讀會
第九 愛國航空獎券發行 = 關スル法律案 (安藤孝三君外三名提出)	第一讀會
第十 豚給法中改正法律案 (片山哲君外二名提出)	第一讀會
第十一 建築士法案 (野村嘉六君外七名提出)	第一讀會
第十二 助產師法案 (紅露昭君外三名提出)	第一讀會
第十三 理容師法案 (土倉宗明君外二名提出)	第一讀會
第一讀會	
手代木隆吉君	澤田 利吉君
片岡 恒一君	松尾 孝之君
東條 貞君	順助君
〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕	第一讀會
議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ	第一讀會
地方食品卸賣市場法案	

國民優生法案(政府提出)委員
辭任三浦 虎雄君 補闕守屋 榮夫君

○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、石炭配給統制法案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、石炭配給統制法案、第一讀會ノ續ヲ開キマス——委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長櫻井兵五郎君

石炭配給統制法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一石炭配給統制法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十五年三月二十二日

委員長 櫻井兵五郎

衆議院議長小山松壽殿

〔別紙〕

(小字ハ委員會修正)

石炭配給統制法案中左ノ通修正ス

第十二條 社長、副社長及理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ、主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

石炭鑛業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本石炭株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特に必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附帶決議

一 勞務動員計畫ヲ整備シ以テ増産ニ違

二 資材ノ一元的配給方策ヲ講スヘシ

三 海陸ヲ通スル一元的輸送計畫ヲ樹立シ其ノ運營ニ支障ナカラシムヘシ

四 炭質低下ノ防止ニ關シ徹底セル措置ヲ講スヘシ

五 鐵區ノ整理併合ヲ斷行シ經營ノ合理化ヲ圖ルヘシ

六 災鐵ノ災害豫防及救濟ニ關シ適切ナル方途ヲ講スヘシ

七 統制ニ支障ナキ限り石炭ノ配給ニ關シテハ既設及新規ノ炭鐵ニ對スル本法

八 中小炭鑛業者ニ對スル金融投資ヲ簡易敘述ニスヘシ

〔櫻井兵五郎君登壇〕

○櫻井兵五郎君 只今議題トナリマシタ本

案ノ委員會ニ於ケル審議ノ經過ノ概要並ニ結果ヲ御報告申上げタイト存ジマス

本法案ハ既ニ御承知ノ如ク、特殊會社タ

ル日本石炭株式會社ヲ設立シ、之ヲシテ石

炭ヲ一手ニ買上げシメルト共ニ、更ニ買上

炭ヲ適正價格ヲ以テ配給セシメ、或ハ石炭鑛業ニ對シ資金ヲ融通及ビ投資ヲ爲サシメ

ル等ノ事業ヲ行ハシメ、以テ現下戰時經濟ノ緊要事タル石炭需給ノ圓滑及ビ價格ノ公

正ヲ圖ラントスル趣旨デアリマシテ、別ニ本會社ノ機能發揮並ニ一般石炭增產對策ノ緊要事タル石炭需給ノ圓滑及ビ價格ノ公

モ考ヘラレナイ、運用ノ如何ニ依ツテハ、アルカ、殊ニ近來特殊會社ハ餘り成績ガ良

クナイ、特殊會社ト云フモノハ芳シカラヌ

實例ヲ示シテ居ル今日、又モヤ特殊會社ヲ

アルカ、殊ニ資本ノ半額ヲ政府出資ト爲シ

タルガ如キハ、政府ノ説明カラ考ヘテ見テ

モ、無意義ノコトデハナイカ、又會社ノ事

業範圍ニ鑑ミテ、資本金ヲ五千万圓、社債

發行限度ヲ一億五千万圓トシタノハ過小

ナル如ク、多額ノ獎勵金、助成金等ヲ交付

タル一方、必要ナル資材及ビ勞力モ、石炭

鑛業ニ對シテハ最優先的ニ供給スル方針ヲ

確定シテ居ル、又價格政策上ノ考慮ヨリ、

低物價策ノ線ニ沿ヒ、單價ノ引上ヲ爲サズ

シテ、而モ增産ノ目的ニ背馳セズ、併セテ

適正價格ヲ以テ圓滑ニ石炭ヲ配給スル爲ニ

ハ、是非共、本案ノ如キ機能ヲ有スル組織ガ

必要デアル、假ニ本案ガ理想的最善案デナ

シテ、而モ増産ノ目的ニ背馳セズ、併セテ

適正價格ヲ以テ圓滑ニ石炭ヲ配給スル爲ニ

ハ、是以上ノ案ヲ政府トシテハ得ル能ハズト

信ジタノデアル、斯様ノ答辯デアリマシタ

第二點ニ於キマシテハ、本案ハ抑、昨年中

央物價委員會ヨリ答申ノアツタ案ヲ變更シ

テ居ルヤウデアルガ、之ヲ變更シタル理由

ハ如何ナル理由デアルカ、又本案ヲ以テシ

テ果シテ眞ニ配給統制ノ目的ヲ完全ニ達成

シ得ルカドウカ、又將來中央物價委員會ノ

答申案通りニ實行スル意思ガアルカドウカ

トノ問デアツタノデアリマス、之ニ對シマシ

テ政府ハ、石炭業界ノ現狀及ビ石炭取引ノ

實情ニ鑑ミ、慎重ニ考慮致シタル結果、日本石

炭株式會社トシテハ、自ラ配給施設ヲ所有セ

ズ、寧ロ從來ノ業者ノ經驗ヲ活用シ、其ノ

信用ト責任ノ下ニ配給ニ當ラシメルコトガ

最モ適切ト認メテ本會社ヲ決定シタル次第デア

ルガ、法律ノ運用ト相俟ツテ、十分分配給統

制ノ目的ヲ達シ得ル確信ガアリ、尙又將來

物價委員會ノ答申案通りニ實施スルコトガ

ニハ、現下ノ石炭問題解決ノ爲ニ、配給機

構ノ整備モサルコトナガラ、寧ロ問題ノ重

點ハ、積極的ニ増産ヲ圖ルニアルデハナイ

モ重ねタ次第デアリマスガ、此ノ間ニ於ケ

ル質疑ノ主要ナル點ヲ擧ゲマスレバ、第一

委員會ハ三月十二日ヨリ開會致シ、本會

マデニ十一回開會致シ、別ニ三回ノ懇談會

テ政府ハ、石炭業界ノ現狀及ビ石炭取引ノ

實情ニ鑑ミ、慎重ニ考慮致シタル結果、日本石

炭株式會社トシテハ、自ラ配給施設ヲ所有セ

ズ、寧ロ從來ノ業者ノ經驗ヲ活用シ、其ノ

信用ト責任ノ下ニ配給ニ當ラシメルコトガ

最モ適切ト認メテ本會社ヲ決定シタル次第デア

ルガ、法律ノ運用ト相俟ツテ、十分分配給統

制ノ目的ヲ達シ得ル確信ガアリ、尙又將來

物價委員會ノ答申案通りニ實施スルコトガ

ニハ、現下ノ石炭問題解決ノ爲ニ、配給機

構ノ整備モサルコトナガラ、寧ロ問題ノ重

點ハ、積極的ニ増産ヲ圖ルニアルデハナイ

モ重ねタ次第デアリマスガ、此ノ間ニ於ケ

ル質疑ノ主要ナル點ヲ擧ゲマスレバ、第一

委員會ハ三月十二日ヨリ開會致シ、本會

マデニ十一回開會致シ、別ニ三回ノ懇談會

テ政府ハ、石炭業界ノ現狀及ビ石炭取引ノ

實情ニ鑑ミ、慎重ニ考慮致シタル結果、日本石

炭株式會社トシテハ、自ラ配給施設ヲ所有セ

ズ、寧ロ從來ノ業者ノ經驗ヲ活用シ、其ノ

信用ト責任ノ下ニ配給ニ當ラシメルコトガ

最モ適切ト認メテ本會社ヲ決定シタル次第デア

ルガ、法律ノ運用ト相俟ツテ、十分分配給統

制ノ目的ヲ達シ得ル確信ガアリ、尙又將來

物價委員會ノ答申案通りニ實施スルコトガ

ニハ、現下ノ石炭問題解決ノ爲ニ、配給機

構ノ整備モサルコトナガラ、寧ロ問題ノ重

點ハ、積極的ニ増産ヲ圖ルニアルデハナイ

モ重ねタ次第デアリマスガ、此ノ間ニ於ケ

ル質疑ノ主要ナル點ヲ擧ゲマスレバ、第一

委員會ハ三月十二日ヨリ開會致シ、本會

マデニ十一回開會致シ、別ニ三回ノ懇談會

テ政府ハ、石炭業界ノ現狀及ビ石炭取引ノ

實情ニ鑑ミ、慎重ニ考慮致シタル結果、日本石

炭株式會社トシテハ、自ラ配給施設ヲ所有セ

ズ、寧ロ從來ノ業者ノ經驗ヲ活用シ、其ノ

信用ト責任ノ下ニ配給ニ當ラシメルコトガ

最モ適切ト認メテ本會社ヲ決定シタル次第デア

ルガ、法律ノ運用ト相俟ツテ、十分分配給統

制ノ目的ヲ達シ得ル確信ガアリ、尙又將來

物價委員會ノ答申案通りニ實施スルコトガ

ニハ、現下ノ石炭問題解決ノ爲ニ、配給機

構ノ整備モサルコトナガラ、寧ロ問題ノ重

點ハ、積極的ニ増産ヲ圖ルニアルデハナイ

モ重ねタ次第デアリマスガ、此ノ間ニ於ケ

ル質疑ノ主要ナル點ヲ擧ゲマスレバ、第一

委員會ハ三月十二日ヨリ開會致シ、本會

マデニ十一回開會致シ、別ニ三回ノ懇談會

テ政府ハ、石炭業界ノ現狀及ビ石炭取引ノ

實情ニ鑑ミ、慎重ニ考慮致シタル結果、日本石

炭株式會社トシテハ、自ラ配給施設ヲ所有セ

ズ、寧ロ從來ノ業者ノ經驗ヲ活用シ、其ノ

信用ト責任ノ下ニ配給ニ當ラシメルコトガ

最モ適切ト認メテ本會社ヲ決定シタル次第デア

ルガ、法律ノ運用ト相俟ツテ、十分分配給統

制ノ目的ヲ達シ得ル確信ガアリ、尙又將來

物價委員會ノ答申案通りニ實施スルコトガ

ニハ、現下ノ石炭問題解決ノ爲ニ、配給機

構ノ整備モサルコトナガラ、寧ロ問題ノ重

點ハ、積極的ニ増産ヲ圖ルニアルデハナイ

モ重ねタ次第デアリマスガ、此ノ間ニ於ケ

ル質疑ノ主要ナル點ヲ擧ゲマスレバ、第一

委員會ハ三月十二日ヨリ開會致シ、本會

マデニ十一回開會致シ、別ニ三回ノ懇談會

テ政府ハ、石炭業界ノ現狀及ビ石炭取引ノ

實情ニ鑑ミ、慎重ニ考慮致シタル結果、日本石

炭株式會社トシテハ、自ラ配給施設ヲ所有セ

ズ、寧ロ從來ノ業者ノ經驗ヲ活用シ、其ノ

信用ト責任ノ下ニ配給ニ當ラシメルコトガ

最モ適切ト認メテ本會社ヲ決定シタル次第デア

ルガ、法律ノ運用ト相俟ツテ、十分分配給統

制ノ目的ヲ達シ得ル確信ガアリ、尙又將來

物價委員會ノ答申案通りニ實施スルコトガ

ニハ、現下ノ石炭問題解決ノ爲ニ、配給機

構ノ整備モサルコトナガラ、寧ロ問題ノ重

點ハ、積極的ニ増産ヲ圖ルニアルデハナイ

モ重ねタ次第デアリマスガ、此ノ間ニ於ケ

ル質疑ノ主要ナル點ヲ擧ゲマスレバ、第一

委員會ハ三月十二日ヨリ開會致シ、本會

マデニ十一回開會致シ、別ニ三回ノ懇談會

テ政府ハ、石炭業界ノ現狀及ビ石炭取引ノ

實情ニ鑑ミ、慎重ニ考慮致シタル結果、日本石

炭株式會社トシテハ、自ラ配給施設ヲ所有セ

ズ、寧ロ從來ノ業者ノ經驗ヲ活用シ、其ノ

信用ト責任ノ下ニ配給ニ當ラシメルコトガ

最モ適切ト認メテ本會社ヲ決定シタル次第デア

ルガ、法律ノ運用ト相俟ツテ、十分分配給統

制ノ目的ヲ達シ得ル確信ガアリ、尙又將來

物價委員會ノ答申案通りニ實施スルコトガ

ニハ、現下ノ石炭問題解決ノ爲ニ、配給機

構ノ整備モサルコトナガラ、寧ロ問題ノ重

點ハ、積極的ニ増産ヲ圖ルニアルデハナイ

モ重ねタ次第デアリマスガ、此ノ間ニ於ケ

ル質

ハ、全體ノ配給統制上支障ノナイ限り、配給先ヲ變更スルコトハセシ方針デアル、又本會社ハ、其ノ事業トシテ石炭礦業ニ對シ、事情ニ即シ、思切ツテ資金ノ融通及ビ投資ヲモ爲ス考デアルカラ、其ノ點心配ハナイン
トノ答辯デアツタノデアリマス
次ニ第五ニハ、石炭ノ配給ノ圓滑ヲ圖ル爲ニハ、陸海ヲ通ズル一元的輸送計畫ガナケレバナラス、殊ニ現在不足シテ居ル貯炭場、積卸シ施設、輸送用船舶等ノ新設ヲ爲サヌバナラスガ、本會社ラシテ之ヲ經營セシムル意思ガアルカトノ間ニ對シマシテハ、政府ハ陸海ヲ通ズル一元的輸送計畫ハ必ズ整備スル、亦本會社ハ必要ニ應ジ貯炭場、積卸シ施設、輸送用機帆船等ヲ所有シ、之ヲ運用シテ行クヤウニ、資金等モ特ニ考慮シテアルトノ答辯デアリマシタ
更ニ第六ニハ、會社ノ買取價格及ビ販賣價格ノ内容ノ説明ヲ要求スル、政府ハ「ブル」平準價格制ヲ採用スルト言フガ、其ノ結果トシテハ生産者ノ創意ヲ喪失セシメ、事業經營ノ生命タル合理化、技術ノ改善等ニ對スル努力ヲ拠棄セシムルモノデハナイカトノ間ニ對シマシテ、政府ハ、買取價格ハ各炭礦ノ生産條件ヲ考慮シ、相當段階ニ分チ、各段階ニ於テ炭質ニ應ジ之ヲ決定スル、又販賣價格ハ買上炭ヲ「ブル」シ、會社ノ規格ニ依リ、同一市場ニ於テハ、產地ノ如何ヲ問ハズ、同一規格ノ石炭ハ同一價格トナルヤウニ決定スル、買取價格決定ノ際考慮スル生産費ハ、健全ナル事業經營ノ狀態ニ於ケルモノヲ基準トスルコト勿論デアリ、隨テ各業者ハ益々事業經營ノ合理化、技術ノ改善等ニ對スル努力ヲ拂ヒ、利潤ノ増大ヲ圖ルコトナルト信ジテ居ル、尙ホ買取價格及び販賣價格ハ、共ニ關係官吏、學識經驗者及ビ業者代表ヲ加ヘタ委員會ニ諮詢シタル上決定スルコトシテ、其ノ適正ヲ圖ル考デアルトノ答辯ガアリマシ

ビ其ノ方策ハ如何、又勞務員計畫ハ増產ノ必須條件デアルガ、之ニ對スル計畫ノ内容ハ
ドウカ、更ニ資材ノ優先的且ツ一元的配給方策ハ、增產ノ運命ヲ左右スルモノデアルガ、遺憾ナガラ其ノ祕密會ノ内容ヲ申上グル自由地ニ於テ、過去ノ實績、石炭鑛業ノ實情ヲ
検討シ、目標ヲ決定シタノデアツテ、各種
問題ニ對シマシテ、増產ニ付テハ石炭需給フ
現狀ニ鑑ミ、可及的ニ多量ノ増產ヲ圖ル見
地ハ、幾多ノ考慮ヲ加ヘテ居ルガ、其ノ中
増產獎勵金、新坑開發助成金、石炭買取補
償金等ノ如キハ、其ノ内容ノ一部ヲ成スモ
ノデアル、而シテ新坑開發助成金ハ、三箇年
ニ亘リ交付スル豫定デアツテ、増產獎勵金、
買取補償金ハ、其ノ時ノ情勢ニ應ジ考
慮セバナラスト考ヘル、又資材及び勞務
ニ關シテハ、特ニ他ノ產業ニ優先シテ供給
スルコトニ、既ニ政府ノ方針ハ確定シテ居
リ、必要ニ應ジテハ資材配給ノ爲ノ機關ノ
設置モ考慮スル、勞務對策トシテハ、半島
人勞務者ノ移入増加ヲ圖ル外、勞務移動ノ
防止、季節勞務ノ利用ニ努メ、尙ホル他
ノ措置ヲモ講ズル考デアル、而シテ炭質低
下ノ問題ニ關シテハ、從來炭價ガ品質ニ應
ジ決定サレテ居ラナカツタノデ、今後ハ日
本石炭株式會社ニ於テ規格ヲ定メ、之ニ應
ジテ炭價ヲ決定スルコトトシ、炭價ノ決定
ニ當ツテハ、良質炭ヲ有利ニナルヤウ考慮
シ、炭質ノ低下ヲ防止スルト共ニ、法規ニ
依リ、粗惡炭ノ市場流出ヲ禁止スルコトモ
考慮シテ居ルトノコトデアリマシタ
右ノ外、石炭需給現狀ノ内容、將來ノ見
透シ、増產所要ノ資材、勞務需給計畫ノ内
容、將來ノ見透シ等ニ關シマシテ、嚴重ナル
質疑ガアリ、之ニ對シ政府ヨリハ、二回
ニ亘リ祕密會ノ要求ガアリ、又屢々速記ヲ申
止シテ、詳細ナル説明ガアリマシタガ、遺憾

ヲ有シナインデアリマス
斯クシテ質疑ハ終了致シマシタガ、尙ホ
委員諸君ニ於カレマシテハ、満足セラレザ
ル點モアリ、又修正等ノコトニ關シ、懇談
會ヲ開クコト數回ニ及ビマシタ、本日以前
十時開會ニ當リテ、私ヨリ改メテ各派ノ意
向ヲ代表致シマシテ、左ノ各項ニ付キテ
政府ノ言明ヲ求メタノデアリマス、而シテ
政府ヨリハ、ソレゞ之ニ對スル言明ガアリ
リマシタガ、今之ヲ申述ベタイト存ジマス
三項目アリマスガ、其ノ第一ハ、私ヨリ金
融投資ニ依リ生ズル損失補填ノ爲、特別ノ
積立金ヲ設クル必要アリト認ムルガ、政府
ノ所見如何、斯様ニ質シタノデアリマス、
之ニ對シマシテ商工大臣ヨリ、金融投資ニ
依リ生ズル損失ヲ補填スル爲、日本石炭株
式會社ニ相當額ノ特別ノ積立金ヲ爲サシメ
ル所存アリマス

斯クシテ討論ニ入りマシタ所、民政黨ノ中井川浩君ヨリ、各派ノ共同提案ニ係ル修正案ガ提出セラレマシタ、即チ同法案第十二条ノ第三項トシテ
石炭礦業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本石炭株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特に必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
之ヲ加フルトノ修正提議ガアリマシタ、尙ホ同法案ニ對シ、是モ各派ノ共同提案ニ成ル附帶決議ガ提出セラレマシタ、茲ニ附帶決議ヲ朗讀致シマス

決議ニ贊意ヲ表セラレタノデアリマス、斯致シマシテ、討論ヲ終リ直チニ採決ニ入り、社會大衆黨ノ第一條修正案ハ少數ヲ以テ決セラレ、各派一致ノ共同提案ニ係ル修

ル石炭配給統制法案ニ對シマシテ、立憲民政黨ヲ代表シ委員長ノ報告ニ賛成スル者デアリマス

此ノ問題ヲ完全ニヤルト云フ所ニ、ソコニ
支障ナリト考ヘラレルコトハ、勞働力ガ果
シテ十分ニ得ラルルカ、資材ガ果シテ十分
ニ得ラルカト云フ、此ノ二點ハ最モ中心
問題トシテ考ヘラル問題デアリマス

ヤウナ有様ニ於テ、唯如何ニ人ノミラ増シマシテモ、到底増産ト云フモノハ覺束ナインデアリマス、殊ニ來年、再來年ト、年ト年ニ其ノ増産ノ必要ヲ痛感スル時、果シテ斯ノ如キ多數ノ人が得ラレマセウカ、此ノ點ニ對シテ爲政家ハ十分恩ヲ致サナケレバ、ナラヌノンデアリマス、即チ自由經濟時代ニ

決セラレ、各派一致ノ共同提案ニ係ル修正案ハ、満場一致ヲ以テ修正議決致シ、次修正ヲ除キタル原案ハ満場異議ナク可決定致シ、次ニ附帶決議ニ付テモ満場一致以テ決定セラレマシタ、採決ヲ終リ、私リ修正薩ニ付帶表義ニ對スル政府ノ所見

本案ノ骨子ハ、石炭ノ需給ノ圓滑及ビ價格ノ適正ヲ圖リ、配給ノ統制、價格ノ統制、規格ノ統一等、圓滑ナル運營ヲ爲サントスルモノデアリマス、石炭ハ實ニ一切産業ノ基礎的資源デアリマシテ、是ガ圓滑ナル配給及ビ價格ノ統制ガ完全ニ行ハルル所ニ、

ニ得ラルカト云フ、此ノ二點ハ最モ中心問題トシテ考ヘラル問題デアリマス
政府ハ此ノ労働者ニ對シマシテハ、半島ヨリ労働者ヲ移入シ、傍ラ農村或ハ漁村ノ有閑期ニ之ヲ移動致シテ、サウシテ是等ノ計畫ニ依ツテ、大體ノ目的ヲ達シ得ルト云フ考ヲ持ツテ居ラレルノデアリマス、併シナガラ既ニ現在ニ於テ農村及ビ魚村ニ於ケン

共ニ其ノ増産ノ必要ヲ痛感スル時、果シテ
斯ノ如キ多數ノ人ガ得ラレマセウカ、此ノ
點ニ對シテ爲政家ハ十分思ヲ致サナケレバ
ナラヌノデアリマス、即チ自由經濟時代ニ
於ケル勞働者ニ對スル觀念即チ金錢ノ力ヲ
以テノミ使役シ得ルト云フ觀念ヲ改メテ
人格のニ之ヲ遇スル途ヲ考ヘナケレバナラ
ヌノデアリマス、殊ニ最近ノ統計ニ依リマ
スト、石炭百万噸ヲ探掘スル爲ニ蒙ル死傷

アリタル場合同意シ、附帶決議八十分ニニヲ尊重シテ實施ニ遺憾ナキヲ期スル旨ノ明ガアリマシタ、以上ヲ以テ委員會ハ終

ノ産業が完全ニ運営サレル基テアリマス、
隨テ此ノ目的ノ下ニ出シタル所ノ政府ノ法
律ニ對シ、其ノ趣旨ニ對シテハ何人モ之ニ
異存ヲ挿ムモノハナインデアリマス、然レ
便物價政第此ノ實行大行ハシ、隨テ各船

ト云フコトハ御承知ノ次第、萬一何等ノ
計画ナクシテ、徒ニ此ノ方面ノ勞働者ヲ引
抜クト云フコトニナリマスルト、ゾヨニ又
由々シキ問題ガ起キマスカラシテ、此ノ點

スト、石炭百万噸ヲ探掘スル爲ニ蒙ル死傷者ノ數ハ、一箇年ニ死者二十三人、負傷者ガ千四百九十七人トナツテ居リマスカラ、假ニ一箇年六千万噸ヲ要スルトスルト、一箇年ニ其ノ爲ニ死ヌル人ノ數ガ千二百八十八人、負傷スル者ガ實ニ八万九千八百二十人ト云フ、此ノ尊キ犠牲者ヲ出シテ居ルノデ

○議長(小山松壽君) 本案ニ對シテハ加
鑑造君ヨリ成規ニ依リ修正案が提出サレ
居リマス、仍ニ討論ハ便宜上第二讀會ニ

過去ノ獨善的ナ官僚等ノ容易ニ行ヒ得ザル
困難ガ多分ニアルノデアリマス、殊ニ過去
ノ國策會社、是ノ結果ニ對シテハ、世上既
ニ定評ガアツテ、萬一此ノ運用ヲ誤ツタナ
ラズ、會計ニスル行ヒ共ニ、ミヅガ

八十分ニ老ヲ致サレナケレバナリマセ又
今十五年度ニ於ケル所ノ六百万廻ノ増産ヲ
目的トスル、ソレニハ約三万七千人ノ勞働
者が要ルノデアリマスガ、是トテモ亦容易
ナ業デハアリマセヌ、又從ニ勞働者ノ數ヲ
増シテ、ソレニ依ツテ萬事足レリトスルカ力
、自ソマス、往々勞働者ノ數アリ曾ヌ

人、負傷スル者ガ實ニ八万九千八百二十人ト云フ、此ノ尊キ犠牲者ヲ出シテ居ルノデアリマス、我ガ國家産業隆昌ノ蔭ニ、此ノ實ニ尊イ犠牲者ガアルト云フコトヲ忘レテハナリマセヌ、（拍手）是ニ於テ政府ハ先ヅ災害防止ト云フ點ニ十分ノ力ヲ入レラレマシテ、是ガ救濟ノ方途ヲ講ゼンケレバナラヌノデアリマス、又一面ニ於テハ、是等ノ

○議長（小山松壽君）御異議ナシト認メ
ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマ
タ

幸ヲ見ルノデアリマスト、茲ニ産業上ノ一大不
會ニ於テ其ノ點ニ對シ、十分政府ニ對シ追
究等ヲ致シタノデアリマス、此ノ點ニ關シ
マシテハ、藤原商工大臣ハ責任ヲ以て此ノ

ミニ依ツテ、是ガ達セラレルト考ヘルコト
ハ、頗ル危険デアリマス、最近ノ統計ニ依
リマスト、鑛山勞働者ノ一箇月ニ於ケル所
ノ働ク日數ガ段々ト下リマシテ、今僅ニ一
箇月ノ中十七八日間シカ勵イテ居リマセヌ、
遺テ一人當ノ采炭量ト云フモノハ、設々ト

シテ、是ガ救済ノ方途ヲ講ゼンケレバナラ
ヌノデアリマス、又一面ニ於テハ、是等ノ
優良ナル労働者ニ對シテハ、産業戰士トシテ
テ勳章ニ準ズベキ產業功勞章ト云フ如キ制
度ヲ設ケマシテ、之ヲ表彰スルト云フ點ナ
ドヲモ特ニ考慮ヲ拂ヒ、其ノ他住宅ノ改善、
娛樂ノ設備、或ハ文化施設等、精神的ノ慰
メヲ與ヘマシテ、労働者ガ自發的ニ勞動ス

○議長（小山松壽君）　服部君より動議ニ御
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長（小山松壽君）　御異議ナシト認メ

濟の手腕ニ信頼スル者デアリマスガ、内署ノ生命ハ決シテ永久デハアリマセヌ、大臣ハ此ノ事業ノ重要性ニ考ヘマシテ、先ヅ會社ノ重役ノ選定ニ關シマシテハ、責任ヲ以

下ツテ來テ、昭和十一年ニハ一年一人當二百十一廳、昭和十二年ニハ二百三廳、昭和十三年度ニハ百九十七廳ト、年ト共ニ低下致シテ居ルノデアリマス、其ノ原因ハ種々アリマスガ、雇主主方互ニ勞働賃金ノ闇取引ヲ爲シテ、勞働者ノ争奪ニ狂奔スルノモ

メヲ與へマシテ、勞働者ガ自發的ニ勞働ヌ
ルコトガ、是ガ國家ニ御奉公デアルト云フ、
勞働報國ノ精神ニ生キテ、自ラ勇ンデ勞働
ニ從事スルヤウニシナケレバ、將來ノ眞ノ
鑄業ノ發達ヲ望ムコトハ出來ヌト思ヒマス
(拍手)隨テ勞働立法モ亦過去ノ所謂自由經濟
濟時代ニ於ケル精神ニ依ツテ制定セラレタ
勞動立法ヘ、寺代ニ變化、共ニ自ラ再忍義

ガアリマシタ、是ヨリ討論ニ入りマス、
告順ニ依ツテ發言ヲ許シマス——澤田利
君

上ニ於キマシテハ、敏活ニ圓滑ニ所期ノ目的ヲ達セラルコトヲ特ニ希望致シマス。尙ほ種々ナル點ニ對シマシテハ、八箇條ノ希望決議ヲ爲シテアリマシテ、ソレ等ノ五

亦一ツノ大キナ理由デアリマス、其ノ結果
トシテ、炭礦勞働者ガ假ニ二十五万アルト
シマスト、其ノ二十五万人ハ一年ニ全部移
動シテ居ルト云フ有様デアリマス、是ハ勞
働者モ資本家モ共ニ過去ノ自由經濟主義思
想ニ依ル所ノ一ツノ弊風デアリマス、此ノ

濟時代ニ於ケル精神ニ依ツテ制定セラレタ
勞働立法ハ、時代ニ變化ト共ニ自ラ再認識
スル必要ガアルト私ハ考へマス
又次ニ資材ノ問題デアリマスガ、此ノ資
材ノ配給ニ付テハ、政府ハ此ノ事業ニ對ス
ル所ノ優先ヲ十分ニ認メルト共ニ、鑛山ノ

リテ石炭ヲ掘出スト云フ時代ハ、既ニ過ギタト思ヒマス、此ノ點ニ對シテモ十分ニ御金融ノ途ヲ開イタリスルコトヲシテ居ル事實ガアリマス、是ガ若シ此ノ會社ガ出來マジテ、銀行ノヤウナ取扱ヲスルニ至リマシテハ、是等ノ方向ノ石炭ノ產額ハ、全ク減退スルノデアリマスカラ、此ノ社會ノ實情ヲ十分認識スルト共ニ、是等ノ人々ニ對スル資金ノ融通ニ對シテハ、今マデノオ役所的ノヤリ方デナク、大膽ニ而モ簡易ニ是等ノ貸付ヲ行ヒマシテ、營業ニ支障ナイヤウニ圖ラレンコトヲ特ニ申上ゲテ置キマスシテモ、現在往々耳ニスル如ク、或ハ四千ソレカラ兎モスルト炭質ノ低下ヲ惧ルルノデアリマスガ、例ヘバ六千「カロリ」ヲ基礎トスルナラバ、唯石炭ノ量バカリ出マシテモ、現在往々耳ニスル如ク、或ハ四千「カロリ」或ハ三千「カロリ」ト云フコトニナリマスト、貴イ運輸力ガ、唯徒ニ石ヲ運ンデ居ルニ等シイ狀態ニナルノデアリマスガ、如何ニ石炭ガ増産サレマシテモ、カラ、此ノ炭質ノ検査ニ對シテモ、亦嚴重ニ爲サンコトヲ希望致シマス。

時間ガアリマセヌカラ、大體是等ノコトヲ申上げ、政府ニ注意ヲ喚起スルノデアリマスガ、如何ニ石炭ガ増産サレマシテモ、海陸運輸連絡ノ設備ガ完全致シテ居リマセント、配給ノ圓滑ヲ圖ルコトハ出來ナイノデアリマス、將來ノ石炭增産ハ、先づ九州ヨリ輸テ北海道或ハ樺太ト云フ方向ニ進ミテアルノデアリマス、先般石炭飢饉ヲ救フ爲ニ、政府ハ非常ニ心配セラレテ、北海道ニ澤山石炭ガアルト云フノデ、小樽ニ二十數艘ノ大キナ汽船ヲ押寄せタノデアリマス、然ルニ港灣ノ設備ガ完全致シテ居リマセヌカラ、其ノ多數ノ船ハ徒ニ繫留致シ、或ハ不足ナル勞働力ヲ盛ニ動カスナドシテ、遂ニ勞働賃銀ハ七圓マデ上ツタ、石炭ノ運

シテ地方ノ有ニル部面ニ對シテ、非常ナ損害ヲ興ヘタノデアリマス、デアルカラ是等ノ事情ヲ考ヘマシテモ、石炭ノ積出等ニ對スル要所ノ港灣ノ築設ニ對シテ、十分ニ御考ニナラナケレバイケマセヌ、今マデノ役人ガ、總デガ命令デ統制ガ行ハレルヤウニ考ヘテ居ルコトハ、大キナ間違デアリマス、今日物價政策ニ對スル失敗ハ何デアルカ、國民ノ所謂役人ニ對スル信用ノ失墜デアリマス、眞ニ國民ニ對シテ、國家方飼ガ故ニ此ノ低物價政策ヲ堅持シナケレバナラヌト云フ眞ノ意味ヲ、膝ヲ交ヘテ是ト語ルナラバ、彼ノ大陸ニ尊キ命ヲ捨テ惜マザル所ノ我忠愛ナル國民ガ、何ガ故ニアノ闇取引ヲ致テ爲スカ、即チ國民精神總動員ト云フモノガアリマスルケレドモ、ソレハ殆ド死物デアリマス、唯政府ハ命令ニ依ツテ事ガ行ハルルヤウニ考ヘテ居リマスガ、殊ニ石炭ヲ掘出ス人ノ數ト云フモノハ、凡ソ二十五万乃至三十万アリマセウ、此ノ人々ガ眞ニ我等ハ尊キ國家ノ産業ノ爲ニ盡スノデアツテ、唯一塊ノ石炭ヲ掘ツテモ、ソレガ事變下ニ於ケル所ノ、尊キ國家ノ産業ノ爲ニ働くクノダト云フ、此ノ觀念ガ若シ與ヘラレタナラバ、増産ノ一割ヤ二割ハ易々タルモノニアルト考ヘマス(拍手)

ノ統制ト相俟ツテ、配給ヲ潤澤ニスル所ニ
艶テハ今日有ユル物ノ不足デアルト數ゼラ
レテ居ル、其ノ歎聲ヲ絶ツ時ガ來ル、我ガ
日本ハ物ガ足ラヌ如ク各國ニ宣傳セラル
其ノ宣傳ガ、艶テ水解セラレルノデアツテ、
此ノ事業ノ達成ハ、實ニ聖戰目的達成ノ爲
ノ根本ノ問題デアリマス、隨テ吾々ハ此ノ
法律其ノモノハ、洵ニ漠タル法律デアリマ
シテ、唯法律ヲ表面カラ解スル時、是ハ不
決スルカ、已ムヲ得ズンバ可決スルカト云
フ風ニ考ヘルノデアリマスクレドモ、法ハ
死ンデ居リマシテモ、運用スル人ニ依ツテ
其ノ法ハ活キテ参リマス、ドウゾ國家ノ爲
ニ商工大臣ハ健在デアリ、此ノ法ノ運用ヲ
完全ニ行ハレテ、サウシテ此ノ目的ノ達成
セラレンコトヲ希望シ、茲ニ本案ニ贊成ノ
意思ヲ表明スル次第デアリマス（拍手）
○議長（小山松義君） 小山田義孝君

ユル重要物資ノ減產又ハ不足ハ直接間接ノ別ハアリマスケレドモ、一ツシテ石炭ノ不足ニ貶ハナイモノハナインデアリマス、洵ニ石炭ノ問題ハ、今日全産業界ヲ擧ゲテノ焦眉ノ急ヲ告グル問題デゴザイマシテ、國民生活ヲ根底カラ搖ガス所ノ重大問題デアルノデゴザイマス、而シテ此ノ石炭配給統制法ニ依ル所ノ増產計畫ハ、政府ノ所謂低物價政策ト生産力擴充ト云フ、我國現下ノ統制經濟ノ進行過程ニ於ケル、此ノ二大政策ノ遂行ニ當ツテ、其ノ矛盾ヲ調節スル所ノ、唯一ツノ方法トシテ生レテ來タモノニアリマス、今日マデノ政府ノ石炭政策ヲ見マスルニ、配給ト消費ノ兩方面ニ對シマシテハ、稍積極的デアツクノデアリマスケレドモ、增產對策ト致シマシテハ、一昨年ノ暮近クナツテカテ、坑木ノ配給ヲ圓滑ニスルトカ、或ハ勞働者ヲ優先的ニ配給ストカ、或ハ又勞力資材ノ配給ニハ、軍需會社ト同等ニ取扱フト言フダケデアリマシテ、極メテ消極的デアツクノデアリマス、從來ノ生產力擴充計畫ハ、軍需產業ノミノ擴充デアリマシテ、石炭ハ軍需產業ノ基礎的物資トシテ、第二義的ニ取扱ハレテ居ツクノデアリマス、然ルニ石炭企業ノ設備ハ、事變前ニ於キマシテモ、殆ド「フル」ニ運轉サレテ居リマシタニモ拘ラズ、石炭ヲ軍需品同様ニ取扱ヒマシテ、必要ナル資材ヲ優先的に配給スルコトヲ認メマシタノハ、ヤツト昨年後半期カラデアリマス、而シテ石炭增產對策要綱ナルモノガ決行サレマシタノガ、昨年ノ十月初旬デアリマス、大體戰時下ニ於ケル所ノ、石炭ノ異常ナル需要増加ニ豫期シテ、增產計畫ヲ圖ラナケレバナラヌ、今更ノヤウニ政府當局ニ認識サセタカノヤウナ感ジガアリマシテ、是ハ甚ダ立遲レノ感ガアルト同時ニ、歷代ノ政府ノ怠慢デアルトモ言ハナケレバナラヌノデアリ

マス（拍手）石炭ガ一昨年ノ九月ニ値下ヲ
餘儀ナクサレマシテカラ、勞力、資材ノ不
足ト相俟ツテ生産ハ停頓シ、漸次減產ノ方
向ニ逆轉シテ參リマシタコトハ、今日見ル
如キ石炭飢餓ノ最大原因デアリマス、是ハ
見ヤウニ依リマシテハ、政府ノ公式的、觀
念的ノ低物價政策破綻ノ好箇ノ實例デアル
トモ見ラルルノデハアリマスガ、炭礦業
者ト致シマシテハ、炭價ノ引上ニ依ツテ高
クナリマシタ生産費ヲ償ハナケレバ、到底
増產ハ出來ナイト主張シテ居ル點ニモ、一
應ノ根據ハアルカト思ハレマス、ト言ヒマ
スノハ、彼ノ近衛内閣當時ニ於キマシテ、
當時ノ商工大臣池田成彬氏ガ、低物價政策
ノ出發點トシテ、先づ何ヨリモ最初ニ價格
ノ引下ヲ行ツタノハ石炭ト鐵デアツタノデ
アリマス、ソコデ阿部内閣ノ時代ニ至リマ
シテ、已ムヲ得ズ昨年ノ九月、所謂九・一八
ガルト云フ建前ヲ執ツタノデアリマスガ、
其ノ後石炭ト鐵以外ハ一齊ニ騰貴シタノデ
ノ釘付ヲ策スルニ至ツタノデアリマスガ、
今日是ハ無力化シテ居ルコトハ御承知ノ通
リデアリマス、隨テ生産「コスト」ハ上ル一
方デハアリマスガ、石炭ノ値段ノミハ獨リ
据置カナケレバナラヌト云フコトデハ、勢
ヒ減產、炭質低下ノ問題ヲ惹起スルノハ、
當然デアルト云フノデアリマシテ、此ノ際
低物價政策ト生産力ノ擴充トノ調和ヲ圖ル
ニハ、一般物價水準ノ全體ニ對シテ壓力ヲ
加ヘナケレバナイノデハアルガ、石炭ト云
フヤウナ生産ノ基礎的物價ニ付キマシテハ、
增產ヲ刺戟スル爲ニ非常ナ値上ヲアルベキ
アリマス、換言スレバ生産力擴充第一主義
ニ依リマシテ、物資需給關係ノ均衡ヲ保タ
シメマシテ、其ノ結果トシテ低物價ノ目的
ヲ達シヨウトスル理論デアリマス、斯ル民

間當業者ノ炭價引上論ガ、果シテ議論通り
ニ低物價政策ノ遂行ニ役立ツモノナラバ、
勿論文句ハナノイデアリマケレドモ、炭
價ノ引上ニ依ツテ、果シテ石炭ノ增產ニ
者ト致シマシテハ、炭價ノ引上ニ依ツテ高
クナリマシタ生産費ヲ償ハナケレバ、到底
増產ハ出來ナイト主張シテ居ル點ニモ、一
應ノ根據ハアルカト思ハレマス、ト言ヒマ
スノハ、彼ノ近衛内閣當時ニ於キマシテ、
當時ノ商工大臣池田成彬氏ガ、低物價政策
ノ出發點トシテ、先づ何ヨリモ最初ニ價格
ノ引下ヲ行ツタノハ石炭ト鐵デアツタノデ
アリマス、ソコデ阿部内閣ノ時代ニ至リマ
シテ、已ムヲ得ズ昨年ノ九月、所謂九・一八
ガルト云フ建前ヲ執ツタノデアリマスガ、
其ノ後石炭ト鐵以外ハ一齊ニ騰貴シタノデ
ノ釘付ヲ策スルニ至ツタノデアリマスガ、
今日是ハ無力化シテ居ルコトハ御承知ノ通
リデアリマス、隨テ生産「コスト」ハ上ル一
方デハアリマスガ、石炭ノ値段ノミハ獨リ
据置カナケレバナラヌト云フコトデハ、勢
ヒ減產、炭質低下ノ問題ヲ惹起スルノハ、
當然デアルト云フノデアリマシテ、此ノ際
低物價政策ト生産力ノ擴充トノ調和ヲ圖ル
ニハ、一般物價水準ノ全體ニ對シテ壓力ヲ
加ヘナケレバナイノデハアルガ、石炭ト云
フヤウナ生産ノ基礎的物價ニ付キマシテハ、
增產ヲ刺戟スル爲ニ非常ナ値上ヲアルベキ
アリマス、換言スレバ生産力擴充第一主義
ニ依リマシテ、物資需給關係ノ均衡ヲ保タ
シメマシテ、其ノ結果トシテ低物價ノ目的
ヲ達シヨウトスル理論デアリマス、斯ル民

間當業者ノ炭價引上論ガ、果シテ議論通り
ニ低物價政策ノ遂行ニ役立ツモノナラバ、
勿論文句ハナノイデアリマケレドモ、炭
價ノ引上ニ依ツテ、果シテ石炭ノ增產ニ
者ト致シマシテハ、炭價ノ引上ニ依ツテ高
クナリマシタ生産費ヲ償ハナケレバ、到底
増產ハ出來ナイト主張シテ居ル點ニモ、一
應ノ根據ハアルカト思ハレマス、ト言ヒマ
スノハ、彼ノ近衛内閣當時ニ於キマシテ、
當時ノ商工大臣池田成彬氏ガ、低物價政策
ノ出發點トシテ、先づ何ヨリモ最初ニ價格
ノ引下ヲ行ツタノハ石炭ト鐵デアツタノデ
アリマス、ソコデ阿部内閣ノ時代ニ至リマ
シテ、已ムヲ得ズ昨年ノ九月、所謂九・一八
ガルト云フ建前ヲ執ツタノデアリマスガ、
其ノ後石炭ト鐵以外ハ一齊ニ騰貴シタノデ
ノ釘付ヲ策スルニ至ツタノデアリマスガ、
今日是ハ無力化シテ居ルコトハ御承知ノ通
リデアリマス、隨テ生産「コスト」ハ上ル一
方デハアリマスガ、石炭ノ値段ノミハ獨リ
据置カナケレバナラヌト云フコトデハ、勢
ヒ減產、炭質低下ノ問題ヲ惹起スルノハ、
當然デアルト云フノデアリマシテ、此ノ際
低物價政策ト生産力ノ擴充トノ調和ヲ圖ル
ニハ、一般物價水準ノ全體ニ對シテ壓力ヲ
加ヘナケレバナイノデハアルガ、石炭ト云
フヤウナ生産ノ基礎的物價ニ付キマシテハ、
增產ヲ刺戟スル爲ニ非常ナ値上ヲアルベキ
アリマス、換言スレバ生産力擴充第一主義
ニ依リマシテ、物資需給關係ノ均衡ヲ保タ
シメマシテ、其ノ結果トシテ低物價ノ目的
ヲ達シヨウトスル理論デアリマス、斯ル民

間當業者ノ炭價引上論ガ、果シテ議論通り
ニ低物價政策ノ遂行ニ役立ツモノナラバ、
勿論文句ハナノイデアリマケレドモ、炭
價ノ引上ニ依ツテ、果シテ石炭ノ增產ニ
者ト致シマシテハ、炭價ノ引上ニ依ツテ高
クナリマシタ生産費ヲ償ハナケレバ、到底
増產ハ出來ナイト主張シテ居ル點ニモ、一
應ノ根據ハアルカト思ハレマス、ト言ヒマ
スノハ、彼ノ近衛内閣當時ニ於キマシテ、
當時ノ商工大臣池田成彬氏ガ、低物價政策
ノ出發點トシテ、先づ何ヨリモ最初ニ價格
ノ引下ヲ行ツタノハ石炭ト鐵デアツタノデ
アリマス、ソコデ阿部内閣ノ時代ニ至リマ
シテ、已ムヲ得ズ昨年ノ九月、所謂九・一八
ガルト云フ建前ヲ執ツタノデアリマスガ、
其ノ後石炭ト鐵以外ハ一齊ニ騰貴シタノデ
ノ釘付ヲ策スルニ至ツタノデアリマスガ、
今日是ハ無力化シテ居ルコトハ御承知ノ通
リデアリマス、隨テ生産「コスト」ハ上ル一
方デハアリマスガ、石炭ノ値段ノミハ獨リ
据置カナケレバナラヌト云フコトデハ、勢
ヒ減產、炭質低下ノ問題ヲ惹起スルノハ、
當然デアルト云フノデアリマシテ、此ノ際
低物價政策ト生産力ノ擴充トノ調和ヲ圖ル
ニハ、一般物價水準ノ全體ニ對シテ壓力ヲ
加ヘナケレバナイノデハアルガ、石炭ト云
フヤウナ生産ノ基礎的物價ニ付キマシテハ、
增產ヲ刺戟スル爲ニ非常ナ値上ヲアルベキ
アリマス、換言スレバ生産力擴充第一主義
ニ依リマシテ、物資需給關係ノ均衡ヲ保タ
シメマシテ、其ノ結果トシテ低物價ノ目的
ヲ達シヨウトスル理論デアリマス、斯ル民

チ炭質ト炭礦ノ實情ヲ究メマシテ、其ノ資格ニ應ジテ、其ノ間適宜ニ等級ヲ定メルコトニ依ツテ、獎勵金交付ノ合理化ニ努メナケレバナリマセスガ、二千以上モノ石炭ノ種類ニ對シテ、檢査検量ノ正確ヲ期スルト云フコトハ、是亦極メテ至難ノコトノヤウデナリマシテ、現在ノ鑛山監督局ノ能力ヲ以テシテハ、果シテ所期ノ成績ヲ挙ガ得ルカドウカト云フコトニ付キマシテハ、少カラズ疑ナキヲ得ナインドアリマス、又新坑開發ニ對スル助成金トシマシテハ、坑道掘進一米ニ付キ三十五圓ヲ交付スルコトニナツテ居リマシテ、總額千六百八十万圓ヲ計上サレテ居ルノデアリマス、新坑開發ハ先づ炭礦業者ヲシテ其ノ机上計畫ヲ提出セシメ、之ヲ審査シタル上、合規シタルモノニ付テ、更ニ實地調査ヲ爲シテ決定スルモノノデアリマスガ、手續ガ非常ニ煩雜デアツテ、到底迅速ナル取運ビハ期待シ得ナイト云フ憾ガアルノデアリマス、助成金千六百八十万圓ハ一米三十五圓ノ助成金トスレバ、總延長四十八万米トナルノデアリマス、之ヲ一鑛區平均四百米著炭トスレバ、實ニ千二百ノ新シイ鑛區ヲ開發スルコトニナルノデアリマシテ、其ノ開發ニ要スル所ノ費用ハ蓋シ莫大ナルモノガアリマス、ソレガ爲ニ炭礦業者ハ巨額ノ資金ヲ必要トスルノデアリマスガ、大炭礦業者ハ別ト致シマシテモ、中小炭礦業者ニ對スル金融ノ途ガ、十分ニ且ツ迅速ニ取計ハレナケレバ、當業者ハ政府ニ協力シヨウトシテモ、事實協力シテ行ケヌト云フ結果ニナルノデアリマスルカラ、此ノ點ニ付キマシテハ、尙ホ一段ノ御留意ヲ願ハナケレバナラナイト思フノデアリマス

マス、買取補償金ニ付キマシテハ、生産費高ノ爲ニ採算不引合ノ石炭ヲ、「プール」平準價格ニ依ル販賣價格ヨリモ高價ニ買取ルモノデアリマシテ、實質的ニハ炭價ノ値上ヲ誘致スルモノハヤウデアリマスガ、廻當り平均一圓四十錢ノ損失補償ニ依ツテ、三千二百万廻トシテ之ヲ買取ルト云フノデアリマスケレドモ、尙ホ此ノ外ニモ生産「コスト」高ノ相當數量ノ石炭ガ出テ、買取補償金ノ恩典ニ浴シ得ナイト云フモノガアリマシタ場合ハ、全面的ノ増產ヲ期待シ得ナイト云フコトニナルノデアリマスカラ、斯ル場合ニ對スル處置ニ付キマシテハ、十分考慮サレナケレバナラナイト思フノデアリマス次ニ石炭増產計畫ト不可分ノ關係ニアリマスル輸送ノ問題デアリマス、殊ニ船舶運輸トノ關係ニ付テ、政府ノ注意ヲ喚起スル必要ガアルト存ジマス、今日ノ增產計畫ガ、計畫通りニ實現ヲ見ルコトニナリマシテモ、其ノ増產セル所ノ石炭ハ、之ヲ運搬スルコトガ出來ナイヂ、各地ノ積出港ハ捌クコトノ出來ナイ石炭ノ山ヲ以テ埋マルヤウナ、從來ノ輸送ノ混亂狀態ヲ繰返スヤウネコトデハ、折角ノ増產モ何等ノ效果モナイト云フ結果ニナルノデアリマスルカラ、再ビ斯様ナ失態ノナイヤウニ、海陸ヲ一貫セル一元的輸送計畫ヲ立テマシテ、運輸ノ圓滑ヲ圖ラナケレバナラナイト思ヒマス其ノ他増產計畫ノ强行ハ、勢ヒ設備ノ不完全、或ハ無理ノ件ヒマスル場合ノ多イ關係カラ考ヘマシテ、災害ノ頻發スル危險カ多イモノト見ナケレバナラナイノデアリマス、是等災害ノ頻發ニ依ツテ、勞力ノ吸収ガ計畫通りニ進行セヌコトトモナリマスレバ、增產計畫ノ一大支障ヲ結果スルコトアルベキヲ留意シテ、資材配給ノ圓滑ヲ期スル共ニ、坑内設備ノ全キヲ圖リ、他面勞働條件ノ向上ニ依ツテ、銑後產業戰士トシテノ能率ノ向上ニ努力シナケレバナラナイト考ヘル者デアリマス、石炭増產對策トシテ此ノ法律ハ、固ヨリ萬全ヲ期スルモノデ

ハナク、幾多ノ缺陷ヲ包藏スルモノト思ズ
ノデアリマスガ、差當ツテハ焦眉ノ急ニ適
應セントスル、臨時應急ノ手段ト致シマシ
テ、之ヲ認メザルヲ得ナインデアリマス、
此ノ際ト致シマシテハ、官民ハ一體トナツ
テ、此ノ法律ノ缺陷ヲ補修シ、其ノ運用ニ
協力シテ、石炭饑饉ノ解消ニ向ツテ對處シ
ナケレバナラナイト考ヘマス、政府トシマ
シテモ、今度コソハ官民協力シテ事ニ當ラ
ウトシテ、日本石炭株式會社ノ役員ノ如キ
モ、民間ノエキスハートヲ之ニ當テテ、
其ノ實際的經營ヲ一任シヨウト決意シテ居
ルヤウナ次第デアリマスルカラ、吾々ハ此
ノ際小異ヲ捨テテ大同ニ就キ、眞ニ國家ノ
利益ノ上ニ立ツテ、一廻デモ多クノ良イ石
炭ヲ生産スルコトニ協力シナケレバナラナ
イト信ズル者デアリマス

法共同提案ノ附帶決議ハ、是は單ナルオノリノ決議デハナインデアリマシテ、増
強保スル爲ノ必須的要件デアリマス、
府ハ是マデ附帶決議ト云フモノヲ、輕視
ナヤウナ傾向ガ多分ニアツクノデアリマ
是ハ獨リ院議ヲ尊重シナイト云フコト
カリデハナクシテ、官僚獨善ニ依ル形式
義ガ、往々ニシテ法律ノ實質的效果ヲ稀
ラシムル結果トモナルノデアリマス、殊
本法案ノ如キ、非常時日本ノ國力増進ノ
至大ノ關係ヲ持ツ所ノ、法律ノ運用ニ
マシテハ、必ず此ノ附帶決議ノ各項ヲ
行ニ移サレマシテ、所期ノ成果ヲ期セラ
イト思フノデアリマス、以上ヲ以チマ
ノ私ノ委員長ノ報告ニ對スル贊成意見ト
マス(拍手)
議長(小山松壽君) 東條貞君
(東條貞君登壇)
東條貞君 立憲政友會ヲ代表致シマシテ、
長ノ報告ニ對シ賛成ノ理由ヲ申述ベタ
思ヒマス、石炭ノ增産ガ焦眉ノ急デア
至大ノ關係ヲ持ツ所ノ、法律ノ運用ニ
マシテハ、申スマデモナインデアリマ
ソレガ爲ニハ資材、技術、労力ノ充足
適正ナル利潤ヲ與ヘマスルコトガ必要
ルコトハ申スマデモアリマセヌ、併シ
スコトハ、申スマデモナインデアリマ
ソレガ爲ニハ資材、技術、労力ノ充足
シテ茲ニ本案及ビ石炭ノ增産ヲ獎勵致
前ハ低物價政策ヲ堅持サレマスル建設前力
スル案トヲ以テ、此ノ急需ニ應ゼント
テ居ルノデアリマス、此ノ案ニ對シマ
炭價ノ引上ト云フ方法ハ之ヲ避ケテ、
吾々ハ大ニ検討ヲ加ヘテ見タノデア
スガ、遺憾ナガラ之ニ依ツテ石炭ノ增
ト、石炭ノ増産ニ對シ必要ナル資材ハ、
爲シ得ルト云フ確信ヲ得マスルコトニ
大イニ苦シマザルヲ得ナカツタノデア
レテ居リマス、併シ同ジ委員會ニ於キ
テ、鑛業法ノ改正ニ際シマシテモ、二
瓦ル多數ノ試掘鑛區ニ對シテ、試掘探
的ニ之ヲ配給ヲスルト云フコトヲ言明
進メル爲ニ必要ナル資材ハ、之ヲ優先

的ニ配給スルト云フコトヲ言ハレテ居リマス、先般本院ヲ通過致シマシタ豫算案、是ノ審議ニ際シテ、資材ノ不足ノ爲ニ、是ダケノ豫算ノ實行へ出來ナインデハナイカト云フコトガ、多數ノ人ノ見ル所デアツタノデアリマス、優先配給ヲ受クルモノハ是バカリデハアリマセヌ、最先第一ニ軍需ニ振向ケナケレバナラヌ、有ユル部門ノ生產擴充計畫ノ方面ニ振向ケナケレバナラヌ、斯様ナ點ヲ考ヘマスト、政府が言明セラレマシタ通り、果シテ優先的ニ必要ナル資材ガ配給サレルヤ否ヤト云フ點ニ於キマシテバ、大イニ疑問ヲ抱カザルヲ得ナインデアリマス（拍手）

又技術、労力ノ問題デアリマス、百五十億ノ豫算、其ノ中ニ含マレテ居リマスル國ノ行ヒマスル新規ノ事業ニモ、多數ノ技術者及ビ労働力ガ必要ナノデアリマス、其ノ他生産擴充ノ有ユル部面、殊ニ最近ニ此ノ議場ニ上程セラルベキ筈デアリマス木炭ノ增産計畫、或ハ米ノ增産計畫、所謂增産、新シキ仕事、生産ノ擴充、有ユル方面ニ、現在アリマスル労力以上ニ労力ヲ要求シテ居ルノデアリマスガ、現ニ産業ノ各部面ニ於テ、労力ノ不足ヲ懇ヘテ居リマスルコトハ、御承知ノ通り現實ノ事實デアル、此ノ點ヲ考ヘマスト、果シテ政府ノ言明セラルガ如ク、石炭ノ增産ニ必要ナル労力ガ、サウ易々ト充足サレルトハ考ヘラレナインデアリマス、例ヘバ米ノ增産ヲ圖リマスル爲ニ、農村方面ニ於ケル労力ヲ十分ニ確保致シマスルナラバ、木炭ノ增産、石炭ノ增産ノ方面ニ振向ケルベキ労力ハナインデアリマス、之ヲ石炭ガ取ツテシマヘバ、米ヤ木炭ノ方ガ空クノデアリマス、是ニ於テ足りナイモノハ外ヨリ移入スル外ハナインデアリマスガ、此ノ労力ノ移入ニ關シマシテ、既往ノ實情ヲ見マスト、政府部内ニ於テ立場ノ變りマスル方面ノ人々ハ、其ノ立場カラノ意見ヲ唱ヘテ、中々意見ガ一致致サナイ、爲ニ必要ナル労力ヲ入レルコトニ、少ナカラザル

支障ヲ生ジテ居リマシタコトハ、實際ノ事務デアリマス、斯様ナ點ヲ考ヘテ見マスト、

ノ審議ニ際シテ、資材ノ不足ノ爲ニ、是ダケノ豫算ノ實行へ出來ナインデハナイカト

云フコトガ、多數ノ人ノ見ル所デアツタノ

デアリマス、優先配給ヲ受クルモノハ是バ

カリデハアリマセヌ、最先第一ニ軍需ニ振

向ケナケレバナラヌ、有ユル部門ノ生產擴

充計畫ノ方面ニ振向ケナケレバナラヌ、斯

様ナ點ヲ考ヘマスト、政府が言明セラレマ

シタ通り、果シテ優先的ニ必要ナル資材ガ

配給サレルヤ否ヤト云フ點ニ於キマシテバ、

大イニ疑問ヲ抱カザルヲ得ナインデアリマス（拍手）

又技術、労力ノ問題デアリマス、百五十

億ノ豫算、其ノ中ニ含マレテ居リマスル國

ノ行ヒマスル新規ノ事業ニモ、多數ノ技術

者及ビ労働力ガ必要ナノデアリマス、其ノ

他生産擴充ノ有ユル部面、殊ニ最近ニ此ノ

議場ニ上程セラルベキ筈デアリマス木炭ノ

増産計畫、或ハ米ノ增産計畫、所謂增產、

新シキ仕事、生産ノ擴充、有ユル方

面ニ、現在アリマスル労力以上ニ労力ヲ要求シ

テ居ルノデアリマスガ、現ニ産業ノ各部面ニ於

テ、労力ノ不足ヲ懇ヘテ居リマスルコトハ、御

承知ノ通り現實ノ事實デアル、此ノ點ヲ考ヘ

マスト、果シテ政府ノ言明セラルガ如ク、石

炭ノ增産ニ必要ナル労力ガ、サウ易々ト充足

サレルトハ考ヘラレナインデアリマス、例

ヘバ米ノ增産ヲ圖リマスル爲ニ、農村方面

ニ於ケル労力ヲ十分ニ確保致シマスルナラ

バ、木炭ノ增産、石炭ノ增産ノ方面ニ振向

ケルベキ労力ハナインデアリマス、之ヲ石

炭ガ取ツテシマヘバ、米ヤ木炭ノ方ガ空ク

ノデアリマス、是ニ於テ足りナイモノハ

外ヨリ移入スル外ハナインデアリマスガ、

此ノ労力ノ移入ニ關シマシテ、既往ノ實情

ヲ見マスト、政府部内ニ於テ立場ノ變りマ

スル方面ノ人々ハ、其ノ立場カラノ意見ヲ

唱ヘテ、中々意見ガ一致致サナイ、爲ニ必

要ナル労力ヲ入レルコトニ、少ナカラザル

ス（拍手）

又技術、労力ノ問題デアリマス、百五十

億ノ豫算、其ノ中ニ含マレテ居リマスル國

ノ行ヒマスル新規ノ事業ニモ、多數ノ技術

者及ビ労働力ガ必要ナノデアリマス、其ノ

他生産擴充ノ有ユル部面、殊ニ最近ニ此ノ

議場ニ上程セラルベキ筈デアリマス木炭ノ

増産計畫、或ハ米ノ增産計畫、所謂增產、

新シキ仕事、生産ノ擴充、有ユル方

面ニ、現在アリマスル労力以上ニ労力ヲ要求シ

テ居ルノデアリマスガ、現ニ産業ノ各部面ニ於

テ、労力ノ不足ヲ懇ヘテ居リマスルコトハ、御

承知ノ通り現實ノ事實デアル、此ノ點ヲ考ヘ

マスト、果シテ政府ノ言明セラルガ如ク、石

炭ノ增産ニ必要ナル労力ガ、サウ易々ト充足

サレルトハ考ヘラレナインデアリマス、例

ヘバ米ノ增産ヲ圖リマスル爲ニ、農村方面

ニ於ケル労力ヲ十分ニ確保致シマスルナラ

バ、木炭ノ增産、石炭ノ增産ノ方面ニ振向

ケルベキ労力ハナインデアリマス、之ヲ石

炭ガ取ツテシマヘバ、米ヤ木炭ノ方ガ空ク

ノデアリマス、是ニ於テ足りナイモノハ

外ヨリ移入スル外ハナインデアリマスガ、

此ノ労力ノ移入ニ關シマシテ、既往ノ實情

ヲ見マスト、政府部内ニ於テ立場ノ變りマ

スル方面ノ人々ハ、其ノ立場カラノ意見ヲ

唱ヘテ、中々意見ガ一致致サナイ、爲ニ必

要ナル労力ヲ入レルコトニ、少ナカラザル

ス（拍手）

又技術、労力ノ問題デアリマス、百五十

億ノ豫算、其ノ中ニ含マレテ居リマスル國

ノ行ヒマスル新規ノ事業ニモ、多數ノ技術

者及ビ労働力ガ必要ナノデアリマス、其ノ

他生産擴充ノ有ユル部面、殊ニ最近ニ此ノ

議場ニ上程セラルベキ筈デアリマス木炭ノ

増産計畫、或ハ米ノ增産計畫、所謂增產、

新シキ仕事、生産ノ擴充、有ユル方

面ニ、現在アリマスル労力以上ニ労力ヲ要求シ

テ居ルノデアリマスガ、現ニ産業ノ各部面ニ於

テ、労力ノ不足ヲ懇ヘテ居リマスルコトハ、御

承知ノ通り現實ノ事實デアル、此ノ點ヲ考ヘ

マスト、果シテ政府ノ言明セラルガ如ク、石

炭ノ增産ニ必要ナル労力ガ、サウ易々ト充足

サレルトハ考ヘラレナインデアリマス、例

ヘバ米ノ增産ヲ圖リマスル爲ニ、農村方面

ニ於ケル労力ヲ十分ニ確保致シマスルナラ

バ、木炭ノ增産、石炭ノ增産ノ方面ニ振向

ケルベキ労力ハナインデアリマス、之ヲ石

炭ガ取ツテシマヘバ、米ヤ木炭ノ方ガ空ク

ノデアリマス、是ニ於テ足りナイモノハ

外ヨリ移入スル外ハナインデアリマスガ、

此ノ労力ノ移入ニ關シマシテ、既往ノ實情

ヲ見マスト、政府部内ニ於テ立場ノ變りマ

スル方面ノ人々ハ、其ノ立場カラノ意見ヲ

唱ヘテ、中々意見ガ一致致サナイ、爲ニ必

要ナル労力ヲ入レルコトニ、少ナカラザル

ス（拍手）

又技術、労力ノ問題デアリマス、百五十

億ノ豫算、其ノ中ニ含マレテ居リマスル國

ノ行ヒマスル新規ノ事業ニモ、多數ノ技術

者及ビ労働力ガ必要ナノデアリマス、其ノ

他生産擴充ノ有ユル部面、殊ニ最近ニ此ノ

議場ニ上程セラルベキ筈デアリマス木炭ノ

増産計畫、或ハ米ノ增産計畫、所謂增產、

新シキ仕事、生産ノ擴充、有ユル方

面ニ、現在アリマスル労力以上ニ労力ヲ要求シ

テ居ルノデアリマスガ、現ニ産業ノ各部面ニ於

テ、労力ノ不足ヲ懇ヘテ居リマスルコトハ、御

承知ノ通り現實ノ事實デアル、此ノ點ヲ考ヘ

マスト、果シテ政府ノ言明セラルガ如ク、石

炭ノ增産ニ必要ナル労力ガ、サウ易々ト充足

サレルトハ考ヘラレナインデアリマス、例

ヘバ米ノ增産ヲ圖リマスル爲ニ、農村方面

ニ於ケル労力ヲ十分ニ確保致シマスルナラ

バ、木炭ノ增産、石炭ノ增産ノ方面ニ振向

ケルベキ労力ハナインデアリマス、之ヲ石

炭ガ取ツテシマヘバ、米ヤ木炭ノ方ガ空ク

ノデアリマス、是ニ於テ足りナイモノハ

外ヨリ移入スル外ハナインデアリマスガ、

此ノ労力ノ移入ニ關シマシテ、既往ノ實情

ヲ見マスト、政府部内ニ於テ立場ノ變りマ

スル方面ノ人々ハ、其ノ立場カラノ意見ヲ

唱ヘテ、中々意見ガ一致致サナイ、爲ニ必

要ナル労力ヲ入レルコトニ、少ナカラザル

ス（拍手）

又技術、労力ノ問題デアリマス、百五十

億ノ豫算、其ノ中ニ含マレテ居リマスル國

ノ行ヒマスル新規ノ事業ニモ、多數ノ技術

者及ビ労働力ガ必要ナノデアリマス、其ノ

他生産擴充ノ有ユル部面、殊ニ最近ニ此ノ

議場ニ上程セラルベキ筈デアリマス木炭ノ

増産計畫、或ハ米ノ增産計畫、所謂增產、

新シキ仕事、生産ノ擴充、有ユル方

面ニ、現在アリマスル労力以上ニ労力ヲ要求シ

テ居ルノデアリマスガ、現ニ産業ノ各部面ニ於

テ、労力ノ不足ヲ懇ヘテ居リマスルコトハ、御

承知ノ通り現實ノ事實デアル、此ノ點ヲ考ヘ

マスト、果シテ政府ノ言明セラルガ如ク、石

炭ノ增産ニ必要ナル労力ガ、サウ易々ト充足

サレルトハ考ヘラレナインデアリマス、例

ヘバ米ノ增産ヲ圖リマスル爲ニ、農村方面

ニ於ケル労力ヲ十分ニ確保致シマスルナラ

バ、木炭ノ增産、石炭ノ增産ノ方面ニ振向

ケルベキ労力ハナインデアリマス、之ヲ石

炭ガ取ツテシマヘバ、米ヤ木炭ノ方ガ空ク

ノデアリマス、是ニ於テ足りナイモノハ

外ヨリ移入スル外ハナインデアリマスガ、

此ノ労力ノ移入ニ關シマシテ、既往ノ實情

ヲ見マスト、政府部内ニ於テ立場ノ變りマ

スル方面ノ人々ハ、其ノ立場カラノ意見ヲ

唱ヘテ、中々意見ガ一致致サナイ、爲ニ必

要ナル労力ヲ入レルコトニ、少ナカラザル

ス（拍手）

又技術、労力ノ問題デアリマス、百五十

億ノ豫算、其ノ中ニ含マレテ居リマスル國

ノ行ヒマスル新規ノ事業ニモ、多數ノ技術

者及ビ労働力ガ必要ナノデアリマス、其ノ

他生産擴充ノ有ユル部面、殊ニ最近ニ此ノ

議場ニ上程セラルベキ筈デアリマス木炭ノ

増産計畫、或ハ米ノ增産計畫、所謂增產、

新シキ仕事、生産ノ擴充、有ユル方

面ニ、現在アリマスル労力以上ニ労力ヲ要求シ

テ居ルノデアリマスガ、現ニ産業ノ各部面ニ於

テ、労力ノ不足ヲ懇ヘテ居リマスルコトハ、御

承知ノ通り現實ノ事實デアル、此ノ點ヲ考ヘ

マスト、果シテ政府ノ言明セラルガ如ク、石

炭ノ增産ニ必要ナル労力ガ、サウ易々ト充足

サレルトハ考ヘラレナインデアリマス、例

ヘバ米ノ增産ヲ圖リマスル爲ニ、農村方面

ニ於ケル労力ヲ十分ニ確保致シマスルナラ

バ、木炭ノ增産、石炭ノ增産ノ方面ニ振向

ケルベキ労力ハナインデアリマス、之ヲ石

炭ガ取ツテシマヘバ、米ヤ木炭ノ方ガ空ク

ノデアリマス、是ニ於テ足りナイモノハ

外ヨリ移入スル外ハナインデアリマスガ、

此ノ労力ノ移入ニ關シマシテ、既往ノ實情

ヲ見マスト、政府部内ニ於テ立場ノ變りマ

スル方面ノ人々ハ、其ノ立場カラノ意見ヲ

唱ヘテ、中々意見ガ一致致サナイ、爲ニ必

要ナル労力ヲ入レルコトニ、少ナカラザル

ス（拍手）

又技術、労力ノ問題デアリマス、百五十

億ノ豫算、其ノ中ニ含マレテ居リマスル國

ノ行ヒマスル新規ノ事業ニモ、多數ノ技術

者及ビ労働力ガ必要ナノデアリマス、其ノ

他生産擴充ノ有ユル部面、殊ニ最近ニ此ノ

議場ニ上程セラルベキ筈デアリマス木炭ノ

増産計畫、或ハ米ノ增産計畫、所謂增產、

新シキ仕事、生産ノ擴充、有ユル方

面ニ、現在アリマスル労力以上ニ労力ヲ要求シ

テ居ルノデアリマスガ、現ニ産業ノ各部面ニ於

テ、労力ノ不足ヲ懇ヘテ居リマスルコトハ、御

承知ノ通り現實ノ事實デアル、此ノ點ヲ考ヘ

マスト、果シテ政府ノ言明セラルガ如ク、石

炭ノ増産ニ必要ナル労力ガ、サウ易々ト充足

サレルトハ考ヘラレナインデアリマス、例

ヘバ米ノ增産ヲ圖リマスル爲ニ、農村方面

ニ於

シマシテモ、又失敗ヲ繰返スニアラヤト思ハレル點ガアルノデアリマス、併シナガラ石炭ノ増産ガ急務デアルコト、及ビ爲政當局ガ責任ヲ以テ、此ノ計畫ヲ實現ゼンタル其ノ熱意ニ對シテ、姑ク信頼ヲ致シマシテ本案ニ賛成ヲ致スノデアリマス、全責任ハ政府ニアリ、政府ハ此ノ重大ナル責任ヲ痛感セラレマシテ、今マデ本案ノ審議ニ當ツテ言明セラレマシタル諸點ニ付テハ、有ユル努力ヲ拂ツテ之ヲ實際ニ現ハシ、以テ刻下ノ急務デアリマスル石炭増産ノ成績ヲ、如實ニ擧ゲラレタイト云フ希望ヲ申述ベマシテ、本案ニ賛成ノ理由ト致ス次第デアリマス(拍手)。

颶ノ石炭ヲ統制外ニ置カウト云フノデアリ
マス、本邦全產額ノ一割何分カノモノヲ除
外スルト云フコトハ、本案ノ目的トスル「
一ル」平準價格制ノ操作機能ヲ縮小スルヨ
トトナリ、此ノ除外例ガ今後主務大臣ノ許
可ニ依リ如何様ニモ取扱ハレルト云フコト
ニナリマスト、現在ノ七百万颶ガ廳デ其ノ
幾倍トナリ、遂ニ今日ノ例外ガ原則トナル
ガ如キ結果ヲ招來シナイトハ、何人モ保證
シ難イノデアリマス(拍手)而モ此ノ自家用
炭礦ノ所有者ガ、利潤率ノ高い重工業デア
リマスルカラ、屢々自家閭取引ガ行ハレル
モノト見ナケレバナラナイノデアリマス、
然ル時ハ資材労力ガ、ソレ等ノ所有スル炭
礦ヘ向ツテ集中スルト云フ危險ガ多分ニア
ルノデアリマス、他ノ共同販賣會社、例ヘ

タノデアリマス、私ハ以下數項ニ瓦ツテ此ノ問題ヲ論ジテ見タイト存ジマス
第一ニヘ、如何ニシテ五百五十万廻ノ増産ニ必要ナ鑛夫ヲ補給スルカト云フコトデアリマス、政府ハ四万五千人ノ鑛夫ノ増員ヲ行フ爲ニ、三万三千人ノ半島人ヲ入レル計畫デ、既ニ一万九千人ハ入ツテ居ルカラ、豫定人員ダケ人レルコトハ困難デナイト言ツテ居ルノデアリマスガ、併シ私ハ昨年半島人ノ入植ガ容易デアツカラト云ツテ、此ノ問題ヲ簡單ニ片付ケルコトハ早計デアルト考ヘルノデアリマス、昨年ハ朝鮮ハ非常ナ旱魃震デアツタ爲ニ、半島人ノ移動ハ比較的容易デアツタノデアリマス、半島ニ於テモ今日勞働者ハ非常ニ不足シテ居ルノデアリマスルカラ、決シテ簡単ニハ參リマセヌ、北ノ點ニ關シテ寺利ナ對義ハ、政府ノ

第三ニハ鑛夫ノ稼働率ガ低下シ、又一人當リノ一年ノ出炭量ガ減ツタト云フ事實デアリマス、政府ノ發表セル調ニ依リマシテモ、十三年度カラ著シク稼働率ガ低下シ、出炭量ガ減ジテ居ルノデアリマス、此ノ問題ニ付テ相當深ク掘下ゲタ研究ト、サウシテソレニ對スル對策が必要デアルト思フノデアリマスガ、政府ニハ此ノ點ニ付テノ持合セガナインデアリマス、以上述ベマシタ如ク労務動員ニ付テハ、政府ハ單ニ希望數字ヲ述べテ居ルニ過ギナインデアリマシテ、具體的計畫ニ基イク責任數字デハ決シテナイノデアリマス、昭和十四年度職業紹介所ニ於ケル鑛夫ノ募集狀況ハ充足率二三%デアリマス、各炭礦ニ於テ鑛夫募集ニ狂奔シテ居リマスガ、ノン、走ニ廣大ノ争戦ト、

馳ノ石炭ヲ統制外ニ置カウト云フノデアリマス、本邦全產額ノ一割何分カノモノヲ除外スルト云フコトハ、本案ノ目的トスル「プロール」平準價格制ノ操作機能ヲ縮小スルトナリ、此ノ除外例ガ今後主務大臣ノ許可ニ依リ如何様ニモ取扱ハレルト云フコトニナリマスト、現在ノ七百万馳方廳度其ノ幾倍トナリ、遂ニ今日ノ例外ガ原則トナルガ如キ結果ヲ招來シナイトハ、何人モ保證シ難イノデアリマス（拍手）而モ此ノ自家用炭礦ノ所有者ガ、利潤率ノ高イ重工業デアリマスルカラ、屢々自家閭取引ガ行ハレルモノト見ナケレバナラナイノデアリマス、然ル時ハ資材勞力ガ、ソレ等ノ所有スル炭礦へ向ツテ集中スルト云フ危険ガ多分ニアルノデアリマス、他ノ共同販賣會社、例ヘバ銅、鐵屑等ノ場合ハ、例外規定ガ設ケラレテ居ナイニモ拘ラズ、石炭ニ限ツテ例外規定ヲ設ケラレルト云フ理由ガ、私ニハ不明デアリマス、小企業ノ自家使用ヲ認メズ、大企業ニノミ認メルト云フコトモ、亦甚ダ不公平デアルト考ヘルノデアリマス、仍テスル例外規定ヲ設ケズ、山元自家用炭ヲ除イテ、全部ヲ一應「プロール」ニ通スコトガ、統制強化ヲ圖ル上ニ於テモ必要デアルト云フノガ、本修正ノ理由デアリマス、次ニ私ハ本案全體ニ對スル所ノ所見ヲ述べタトイ存ジマス、現在ノ石炭增産計畫ノ前ニ横ハル障碍ハ多々アリマスカ、其ノ主タルモノハ勞力技術ノ不足、資材ノ缺乏等デアリマス、是等ノモノヲ如何ニシテ充足セシムルカト云フコトガ、増産ノ先決問題デナケレバナラナイノデアリマス、然ルニ政府ハ是等ノ根本問題ニ觸レタル對策ヲ、今日立テテ居ラナイノデアリマス、今日勞務動員計畫ノ遂行ガ最モ困難ナ仕事デアルノデアリマスガ、之ニ對シテ政府ハ本案ノ審議中色々ナ計畫ヲ發表シタノデアリマスルガ、是ナラバ必ず必要ナル勞務者ヲ集メルコトガ出來ルト、吾々ヲ納得セシムルヤウナ確固タル方針ヲ見ルコトガ出來ナカツ

タノデアリマス、私ハ以下數項ニ瓦ツテ此ノ問題ヲ論ジテ見タイト存ジマス
第一ニハ、如何ニシテ五百五十万石ノ増産ニ必要ナ鑛夫ヲ補給スルカト云フコトデアリマス、政府ハ四万五千人ノ鑛夫ノ増員ヲ行フ爲ニ、三万三千人ノ半島人ヲ入レル計畫デ、既ニ一万九千人ハ入ツテ居ルカラ、豫定人員ダケ人レルコトハ困難デナイト言ツテ居ルノデアリマスガ、併シ私ハ昨年半島人ノ入植ガ容易デアツタカラト云ツテ、此ノ問題ヲ簡單ニ片付ケルコトハ早計デアルト考へルノデアリマス、昨年ハ朝鮮ハ非常ナ旱魃デアツタ爲ニ、半島人ノ移動ハ比較的容易デアツタノデアリマス、半島ニ於テモ今日勞働者ハ非常ニ不足シテ居ルノデアリマスルカラ、決シテ簡単ニハ参リマセヌ、此ノ點ニ關シテ特別ノ對策ハ、政府ノ説明ニ依ツテ見ルコトガ出來ナカツタノデアリマス、又政府ハ農閑期農民ヲ出來ルダケ動員スル計畫デアルト言ツテ居リマスルガ、是ハ既ニ昨年度ニ相當動員サレテ居ルノデアリマシテ、更ニ幾許ノ人ヲ動員スルコトガ出來ルカト云フコトハ疑問デアリマス、而モ何縣ニ何人向ケルカト云フヤウナ、具體的動員計畫ハ少シモ立ツテ居ラナイノデアリマス

第三ニハ鑛夫ノ稼働率ガ低下シ、又一人當リノ一年ノ出炭量ガ減ヅタト云フ事實デアリマス、政府ノ發表セル調ニ依リマシテモ、十三年度カラ著シ稼働率ガ低下シ、出炭量ガ減ジテ居ルノデアリマス、此ノ問題ニ付テ相當深ク掘下ゲタ研究ト、サウシテソレニ對スル対策ガ必要デアルト思フノデアリマスガ、政府ニハ此ノ點ニ付テノ持合セガナインデアリマス、以上述ベマシタ如ク勞務動員ニ付テハ、政府ハ單ニ希望數字ヲ述べテ居ルニ過ギナインデアリマシテ、具體的計畫ニ基イタ責任數字デハ決シテナイノデアリマス、昭和十四年度職業紹介所ニ於ケル鑛夫ノ募集狀況ハ充足率二三%デアリマス、各炭礦ニ於テ鑛夫募集ニ狂奔シテ居リマスガ、ソレハ徒ニ鑛夫ノ争奪戦トナツテ、移動率ヲ高メル結果トナツテ居ルノデアリマス、今日國家ノ手に行ハレテ居ル職業紹介所ト雖モ、殆ド役ニ立ツテ居ラナイ現狀デアリマス、本議場或ハ本委員會ニ於テ屢々論ぜラレタ如ク、現在勞働者ノ華トモ言ハレテ居ル軍需工場方面ニ於デモ、著シク勞働力ノ不足ヲ告ゲテ居リマス時ニ、地下幾百尺ノ暗黒ノ中ニ於キマスル、ジメ／＼トシタ勞働ヲ厭フノハ當然デアリマシテ、ソコニ何等カノ特別ナ工夫ガナケレバ、此ノ問題ヲ解決スルコトハ出來ナリノデアリマス、勞務規制ヲ強化シテ、鑛夫ヲ炭礦ノ中ニ縛リ付ケルト云フヤウナ主張ガ、屢々本審議中ニモ行ハレタノデアリマスガ、是ハ甚シイ暴論デアルト言ハナケレバナリマセヌ、勞働強化ニ依ツテ出炭量ヲ増大セシメルト云フヤウナコトハ、絶對ニ出來ナイノデアリマス、鑛夫ヲシテ喜ンデ炭礦ニ働くスコトノ出來ルヤウニ鑛夫生活ト云モノヲ樂シイモノニシナケレバナラスト云モノガ、最モ根本的ナ問題デアリマス、假令炭礦ノ中ノ勞働ガ辛イモノデアツテモ、一步地上へ出レバ、ソコニハ極樂ノ世界ガ待ツテ居ルト云フ風ニマデ、鑛夫ノ

福利施設ノ徹底フ闇ラナケレバナラヌノデアリマス、又炭礦夫ハ常ニ非常ニ危険ニ曝サレテ居リマス、地上勞働者ノヤウニ、長イ年月ノ間、勞働ヲ續ケルコトガ出來ナルカラ、健康保險制度ノ擴充、礦夫年金制度ノ制定等ガ急務デアリマス、地上勞働者ノヤウニ、待遇改善ノミニ限ラズ、礦夫ノ國家ニ對スル功勞ヲ表徵スル爲ニ、產業功勞章トモ云フベキ勳章ヲ贈り、軍人ニ次イデ名譽ト國民ノ感謝トヲ表現スル制度ガ、必要デアルト者ヘルノデアリマス、最近礦山ノ災害ガ特ニ多イノデアリマス、是ハ單ニ災害ヲ起シタ炭礦ノ出炭量ヲ減ズルバカリデナク、礦夫募集ノ上ニ於テモ、大キナ障碍トナツテ居ルノデアリマスカラシテ、政府ハ通風、排氣、排水等ノ設備ノ充實ヲ督勵シテ、瓦斯ノ爆發、落盤、溢水等ノ慘害ヲ未然ニ防止シナケレバナラナイノデアリマス（拍手）現地ニ於ケル技術者ヨリ聞イタ話デレドモ、炭礦主側ニ於キマシテハ、固定資本ノ多クナルコトヲ惧レテ、技術者側ノ要求ニ應ジナイト云フ歎聲ヲ、吾々ハ現地ニ於テ屢々聞イタノデアリマス（拍手）私ハ増産獎勵金ノ如キ、弊害ノミ多クテ效果ノ薄所ニ多大ノ支出ヲスルヨリモ、災害豫防施設ノ助成ニ多クヲ投ジタ方ガ、出炭量ヲ增加スル上ニ於テ幾倍モ效果ガアルト云フコトヲ、固ク信ジテ居ル者アリマス（拍手）

資材ノ供給ニ付テハ、此ノ際重點主義ニ依ツテ、優先的ニ配給スルト政府ハ言ツテ居リマスガ、政府ハ現在ドノ程度マデ、資材不足ヲ認メテ居ルカト云フコトガ先づ問題デアリマス、例ハ政府ノ發表ニ依リマスレバ、炭礦用資材ノ配給率ハ、壓延鋼材ノ七五%ヲ最低トシテ、坑木ノ一〇〇%ヲ最高トシテ居リマスガ、果シテ實際是ダケ現在配給サレテ居ルノデアラカト云フ點ニ、疑問ガアルノデアリマス、個々ノ炭礦ニ就テ現地ニ於テ吾々ガ調査シタ所ニ依リマス

レバ、大手筋ノ炭礦ニ於テスラ四〇%、「アウトサイダー」ニ至ツテハ、皆無ノ所ガ相當アルト云フ現狀デアルノデアリマス、此ノ甚思ノノデアリマス、吾々ノ資材ト云フノハ、勿論礦夫ノ生活必需品ヤ、勞働用具ヲ含ンデ居ルノデアリマスガ、例ヘバ地下足袋ガ非常ニ不足シテ居ルノデアリマス、有機化學局デハ現在ノ二倍ノ配給ヲスルト言ツテ居リマス、燃料局デハ又礦夫一人當リ一月足ノ配給デ、十分デアルト云フコトヲ言ツテ居リマス、併シ是ハ決シテ私共是デ十分デアルトハ考ヘナイ、殊ニ一日炭礦ノ水ノ中ニ浸ツテ、又翌日濡レタ儘ノ足袋ヲ履イテ出掛けルノデアリマスカラ、今日ノヤウナ「ズフ」入リノ地下足袋ハ、一月モ半月モ持ツモノデハナインデアリマス、ソコデはハ十分ナ必要數量ノ調査ノ上ニ立ツテ、責任配給ト云フモノガ行ハレナケレバナラナイト考ヘルノデアリマス

不十分ナ勞力資材ヲ以テ、十分ナル能率ヲ擧ゲル爲ニハ、礦區ノ整理合併ト云フコトガ、絶對ニ必要デアリマス、現在ノ礦區ト云フモノハ、經營ノ合理的基礎ノ上ニ分割セラレタモノハ、アリマセス、サウシテ不十分ナ労力資材ヲ以テ、十分ナル能率ヲ擧ゲル爲ニハ、礦區ノ整理合併ト云フコトガ、絶對ニ必要デアリマス、現在ノ礦區ト云フモノガ、非常ニ不經濟ニ使ハレテ居ルノデアリマス、此ノ點ニ著眼シタ所ノ政府ハ、一昨年ノ議會ニ重要礦物增產法ヲ提出シテ、現在施行サレテ居ルノデアリマスガ、政府ハ之ヲ今日殆ド活用シテ居ラナイノデアリマス、此ノ法律ガ施行セラレテ、既ニ一箇年ニ及バントシテ居ルノデアリマスガ、同法ノ第四條、第五條ニ基キ業者間ノ協議ヲ

ノ値上ハ、總テノ國內物價引上ノ誘因トナルノデアリマス、是ハ低物價政策ノ破綻、勞働時間ノ短縮榮養ノ補給其ノ他福利施設ノ徹底、社會的地位ノ向上ヲ期シ、礦夫年金制度、產業功勞章制度等ヲ速ニ制定シ以テ勞務員ノ萬全ヲ期スベシ

計畫遂行トノ間ニ横ハル矛盾ガ、茲ニ大キク現ハレテ來ルト思フノデアリマス、私ハ

此ノ矛盾ヲ明確ニ解決スル所ノ方策ガ立テシイ見解ノ相違、此ノ上ニ將來必ズ資材ヲ配給ニ付テハ、或ハ十分デアルトカ、或ハ不十分デアルトカ云フ争ガ起ツテ、來ルト私ハ思ノノデアリマス、吾々ノ資材ト云フノハ、勿論礦夫ノ生活必需品ヤ、勞働用具ヲ含ンデ居ルノデアリマスガ、例ヘバ地下足袋ガ非常ニ不足シテ居ルノデアリマス、有機化學局デハ現在ノ二倍ノ配給ヲスルト言ツテ居リマス、燃料局デハ又礦夫一人當リ一月足ノ配給デ、十分デアルト云フコトヲ言ツテ居リマス、併シ是ハ決シテ私共是デ十分デアルトハ考ヘナイ、殊ニ一日炭礦ノ水ノ中ニ浸ツテ、又翌日濡レタ儘ノ足袋ヲ履イテ出掛けルノデアリマスカラ、今日ノヤウナ「ズフ」入リノ地下足袋ハ、一月モ半月モ持ツモノデハナインデアリマス、ソコデはハ十分ナ必要數量ノ調査ノ上ニ立ツテ、責任配給ト云フモノガ行ハレナケレバナラナイト考ヘルノデアリマス

ハ信ジナイノデアリマス、此處ニ昭和系ハ、「コスト」高ニ依ル採算難ト云フ點デアリマスガ、今日ノ炭礦經營ガ、少クトモノニ炭礦ヲ除イテ、ソレ程困難ナモノデアルト

過ギナインデアリマス、炭價引上論ノ理由ハ、中ニ選ンデ、昭和十一年上期ヨリ昭和十四年上期ニ至ル間ノ綜合シタ業績ノ調査ガアリマスガ、昭和十一年上期利益率一割九分三厘、十二年上期二割二厘、十三年上期三厘、十四年上期二割三厘ト云フ風ニ、順次利益率ヲ増シテ來

割三厘ト云フ風ニ、順次利益率ヲ増シテ來タモノガ、昭和十四年上期一割二分四厘、同年下期ニ一割九分六厘トナツテ居リマスガ、此ノ數字ヲ見マシテモノノ内ニ是ハ次善ノ案デアルト

正セラレマシタ、更ニ最後ニハ、他日ハ他日トシテ、目下ノ所此ノ案デヤツテ行キタイト云フ風ニ讓歩シテ來ラレタノデアリマス、私ハ商工大臣ノ信念ヲ疑フ者アリマス、若シ政府ノ所信ヲ裏切ツテ、此ノ案ヲ審議ニ當リマシテ、最初ノ内ハ本法ガ石炭增產ノ最上ノ案デアルト言ツテ居ラレマシタ、所ガ其ノ内ニ是ハ次善ノ案デアルト

ニ、其ノ途ガナイト云フ結論ニ到達スルモノノデアリマス（拍手）藤原商工大臣ハ本案ノ機械化、竝ニ礦區ノ併合ニ依ル資材勞力ノ能率化ハ、最早國營ヲ斷行スルコト以外居ルノデアリマス、我國ノ炭礦ノ高度ナルト信ズル者デアリマス、我國ノ炭礦經營者ハ、最小ノ資本ヲ以テ最大ノ利潤ヲ舉ゲルコトニ汲々トシテ、固定資本ヲ出シ客ニラレナケレバ、石炭ノ增產ハ不可能デアル

ト信ズル者デアリマス、我國ノ炭礦經營者ハ、最小ノ資本ヲ以テ最大ノ利潤ヲ舉ゲルコトニ汲々トシテ、固定資本ヲ出シ客ニラレナケレバ、石炭ノ增產ハ不可能デアル

場合ニ酒ヲ飲マスコトガ適當デアリマセ
ウ、併シナガラ世界各國何處ノ軍隊ト雖
モ、戰鬪ヲ前ニシテ酒ヲ呷ラスト云フ國ハ
テカラウカト存ジマス、丁度競技ニ臨
ム選手ガ、イザ競技ニ掛ラウトスル時
分ニ、一滴ノ酒ヲモロニシナイト同ジク、
一國ノ興廢ヲ肩ニ荷ウテ生死ノ巷ニ飛込
デ、精密ナル科學兵器ヲ操作セントスル者
ガ、酒氣ヲ帶ビテ宜イカ惡イカ、既ニ議論
ノ餘地ハナインデアリマス、尙ホ去ル二月
十六日ノ豫算委員會第四分科會ニ於テ、社
大ノ田原議員ノ質問ニ答ヘテ、畠陸軍大臣
ハ次ノ如ク述べテ居ラレマス「就テハ酒
ト云フコトモ、國民ノ體位向上ニ非常ナ影
響ガアルノデアリマスガ、戰時ハ無論デア
リマスガ、平時ニ於テモ、軍隊ニ於テハ酒
ヲ禁ジテ居ル隊ガ少クナイノデアリマス」
「又事變中ニ於キマシテモ、段々犯罪ヲ調べ
テ見マスト、ドウモ酒ガ動機ニナツテ居ル
場合ガ多イヤウデアリマス、殊ニ醇良ナル
日本酒ニアラズシテ、猛烈ナ支那ノ酒ヲ引
ツ掛けテ、ソレガ爲ニ氣ガ一變シテ罪ヲ犯
スト云フコトガ、段々統計上現ハレテ居リ
マシテハ、體位向上竝ニ軍規——ト言フヨ
リカ、風紀維持ノ見地カラシマシテ、酒ノ
害毒ハ認メテ居リマス」云々ト述べテ居ラ
レマス

次ハ米國ニ於ケル禁酒法撤廈ノコトニ付

テ申添ヘテ置キタイト思ヒマス、如何ニモ米

國ガ十三箇年間ニ互ツテ禁酒法ヲ布イテ居

ツタノヲ撤廈致シマシタ、是ハ米國ノ聯邦

憲法ノ中カラ、禁酒ノ條項ヲ削除致シタノデ

アリマシテ、亞米利加ノ如キ高度ノ自治制

ノ布カレテ居リマス國ニ於キマシテハ、今

尙ホ儼然トシテ禁酒ヲ行ツテ居ル州ガ少ク

ナイノデアリマス、其ノ數ハ四十八州中七

州ニ及ビ、他ノ三十州モ部分的或ハ地方的

禁酒ヲ行ツテ居ルノデアリマス、嘗テ亞米

利加ニ於テ七千ノ町村ガ、飲酒カ禁酒カト

云フコトヲ一般投票ニ依ツテ決シマシタ時

分ニ、投票ノ結果五千ノ町村ハ禁酒ヲ採用
スルコトニナリ、現ニ禁酒ガ實行セラレテ
居ルノデアリマス、隨ヒマシテ米國ニ於ケ
ル禁酒法ガ失敗シタカラト云フ故ヲ以テ、
輕々シク青年禁酒法ニ反對スルコトハ間違
ヒデアラウト存ジマス

併シナガラ吾人ヲシテ言ハシムレバ、亞

米利加ノ禁酒法ハ、如何ニモ一大英斷デハ

アリマスケレドモ、其ノヤリ方ガ頗ル突飛

デアル、酒ヲ飲ンダ習慣ノアル者モ、飲ン

ダコトモナイ者モ、一律ニ之ニ禁酒ヲ強制

シタノデアリマスカラ無理ガアリマス、飲

酒ノ習慣ノアル者、所謂「アル」中患者ハ、ド

ウシテモ酒ヲ飲マズニ居レナインデアリマ

ス、其ノ結果法ヲ潛リ、隠レテ飲ミ、隠レ

テ賣リ、隠レテ酒ヲ造ルト云フコトニナツ

テ、遂ニ聯邦憲法カラ禁酒ノ條項ヲ削除セ

ガバ廻レ、亞米利加ノ禁酒法モ、立派ナ成

ザルヲ得ナイコトニナツタノデアリマス、

吾々ノ提唱スル青年禁酒法ノ如ク、漸進的

ニ著實ニ歩ヲ進メテ行キマシタナラバ、急

績ヲ擧げ得タラウト存ズルノデアリマス、

時聞ガ参リマシタカラ、殘リノ部分ハ議

長ノ御許ヲ得テ、速記録ニ載セテ戴クコト

ニ御願致シマス

○服部崎市君 本案ハ議長指名十八名ノ委

員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

第二十二條 司法大臣ハ區裁判所ノ事務ヲ取扱フゴトヲ得サル事由ヲ生シタル場合ニ於テハ地方裁判所長ノ毎年豫メ定メタル順序ニ依リ他ノ區裁判所ヲシテ代リテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得
第二十三條 事務ノ分配ハ司法年度中之ヲ變更セス但シ判事事務分擔著シク不均衡ト爲リタル場合又ハ轉職、退職、疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ差支ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第二十四條 區裁判所判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ地方裁判所長ハ地方裁判所判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得
第三章 地方裁判所
第一十五條 地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
　　抗告
　　第一審トシテ
　　區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノヲ除キ其ノ他ノ事件
二 第二審トシテ
一 第一審トシテ
　　區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノ及特ニ大審院ノ管轄ニ屬セシメタルモノヲ除キ其ノ他ノ事件
二 第二審トシテ
イ 区裁判所ノ判決ニ對スル控訴
ロ 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル
　　抗告
第一十六條 地方裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
　　第一審トシテ
　　區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノ及特ニ大審院ノ管轄ニ屬セシメタルモノヲ除キ其ノ他ノ事件
二 第二審トシテ
イ 区裁判所ノ判決ニ對スル控訴
ロ 大審院ノ管轄ニ屬スルモノヲ除
　　ク外區裁判所ノ決定命令ニ對スル
　　抗告
第二十七條 地方裁判所ハ非訟事件ニ關スル區裁判所ノ決定及命令ニ對スル抗告ニ付管轄權ヲ有ス
　　ク外區裁判所ノ決定命令ニ對スル
　　抗告
第二十八條 地方裁判所ニ一又ハ二以上
　　民事部及刑事部ヲ置ク

部ノ數ハ司法大臣之ヲ定ム
第二十九條 地方裁判所ニ所長ヲ置ク
部ニ部長ヲ置ク
第三十條 所長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ
行政事務ヲ、部長ハ裁判長ト爲リ部ノ
行政事務ヲ掌ル
第三十一條 所長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ
部長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ
部員之ヲ代理ス
第三十二條 豫審事務ヲ取扱フヘキ判事
ハ司法大臣之ヲ命ス
第三十三條 地方裁判所ノ事務ハ之ヲ各
部各豫審判事及其ノ他ノ各判事ニ分配
ス各部長、部員ノ配置及所長、部長、部
員差支アル場合ニ於ケル代理ノ順序ハ
部長及上席判事ト協議シテ所長毎年豫
メ之ヲ定ム
第三十四條 地方裁判所判事差支ノ爲或
ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且其ノ廳ノ
判事中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ
於テ所長ハ其ノ管轄區域内ノ區裁判所
判事又ハ豫備判事ニ其ノ代理ヲ命スルコ
トヲ得但シ豫備判事ハ各部一人ニ限ル
前項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アリト認
ムルトキハ控訴院長ハ管轄區域内ノ他
ノ地方裁判所判事ヲシテ豫審事務ヲ取
扱ハシムルコトヲ得
第三十五條 民事地方裁判所及刑事地方
裁判所アル場合ニ於テ裁判事務上必要
アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民事地
方裁判所又ハ刑事地方裁判所ノ判事ニ
其ノ管轄區域ニ同シクスル刑事地方裁
判所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代理
ヲ命スルコトヲ得
第三十六條 第十四條及第二十三條ノ規
定ハ地方裁判所ニ之ヲ準用ス
第三十七條 司法大臣ハ地方裁判所ノ事
務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲支部ヲ設置
スルコトヲ得
支部ノ上席ノ部長又ハ上席ノ判事ハ支
部ノ行政事務ヲ掌ル

第三十八條 指訴院ハ左ノ事件ニ付管轄
權ヲ有ス

一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル
控訴

二 大審院ノ管轄ニ屬スルモノヲ除ク
外地方法院所ノ第一審トシテ爲シタ
ル決定及命令ニ對スル抗告

第三十九條 控訴院ニ院長ヲ置ク

第四十條 院長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ
行政事務ヲ掌ル

部長ハ裁判長ト爲リ其ノ部ノ行政事務
ヲ掌ル

第四十一條 院長ハ判事差支ノ爲或ル事
件ヲ取扱フコトヲ得ス且其ノ廳ノ判事
中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ
其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ管轄
區域内ノ地方裁判所判事ニ其ノ代理ヲ
命スルコトヲ得但シ豫備判事ニ之ヲ命
スルコトヲ得ス

第四十二條 第十四條、第二十三條、第
二十八條、第三十一條及第三十三條ノ
規定ハ控訴院ニ之ヲ準用ス

第五章 大審院

第四十三條 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄
權ヲ有ス

イ 上告

ロ 地方裁判所ノ第二審トシテ爲シ
タル決定及命令並控訴院ノ決定及
命令ニ對スル抗告

二 第一審ニシテ終審トシテ
刑法第七十三條、第七十五條、第七
七條乃至第七十九條及第八十一條乃
至第八十九條ノ罪並治安維持法第一
條第一項ノ罪及其ノ未遂ノ罪ノ事件

第四十四條 大審院ニ院長ヲ置ク
部ニ部長ヲ置ク
第四十五條 院長ハ部長ト爲リ且其ノ廳
ノ行政事務ヲ掌ル
部長ハ裁判長ト爲リ其ノ部ノ行政事務
ヲ掌ル
第四十六條 院長ハ判事差支ノ爲或ル事
件ヲ取扱フコトヲ得ス且其ノ廳ノ判事
中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ
事件緊急ナリト認ムルトキハ控訴院ノ
判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得
第四十七條 法律上ノ點ニ付爲シタル大
審院ノ裁判ハ當該事件ノ裁判ニ付裁判
所ヲ羈束ス
第四十八條 大審院ニ於テ法律上ノ點ニ
付前ニ爲シタル裁判ト異ル裁判ヲ爲サ
ントスルトキハ事件ノ性質ニ從ヒ民事
若ハ刑事ノ總部又ハ民事及刑事ノ總部
ヲ聯合シタル部ニ於テ審判ヲ爲ス
聯合審判ハ當該事件ヲ擔任スル部ノ請
求ニ因リ院長之ヲ命ス
第四十九條 聯合部ハ相當ト認ムルトキ
ハ當該法律上ノ點ニ限り裁判ヲ爲スコ
トヲ得此ノ場合ニ於テハ聯合審判ノ請
求ヲ爲シタル部ニ於テ事件ヲ完結ス
第五十條 聯合部ノ審判ハ聯合部ノ判事
三分ノ二以上關與シテ之ヲ爲ス
前項ノ場合ニ於テハ聯合部ノ判事中席
次最高キ者ヲ部長トス但シ院長ハ自ラ
部長ト爲ルコトヲ得
第五十一條 院長ハ第一審ニシテ終審タ
ルヘキ刑事ノ事件ニ付其ノ廳ノ判事ニ
豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ他ノ裁判所
ノ判事ニ豫審ヲ命スルコトヲ得
第五十二條 第十四條、第二十三條、第
二十八條、第三十一條及第三十三條ノ
規定ハ大審院ニ之ヲ準用ス
第五十三條 判事ハ三年以上辯護士トシ
テ實務ニ從事シタル者ヨリ之ヲ任ス
第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ判事ニ任セラルルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者
三 懲戒處分ニ因リ免官セラレタル者
又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者

第五十五条 新ニ判事ニ任セラレタル者
ハ一時豫備判事トシテ地方裁判所ニ勤務セシムルコトヲ得

第五十六条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第五十七条 大審院長ハ親任判事ヲ以テ之ヲ親補ス

第五十八条 指定判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第五十九条 大審院長ハ親任判事ヲ以テ之ヲ親補シ其ノ他ノ判事ノ職ハ勅任判事又ハ奏任判事ヲ以テ司法大臣之ヲ補

第六十条 判事タル資格ヲ有スル者ニシテ左ニ掲クモノノ在職ハ前二條ノ適用ニ付テハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

第六十一条 判事タル資格ヲ有スル者ニシテ左ニ掲クモノノ在職ハ前二條ノ適用ニ付テハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

第六十二条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任判事ヲ以テ司法大臣之ヲ補

第六十三条 大審院長ハ親任判事ヲ以テ之ヲ親補ス

第六十四条 前二條ノ總會ニ關スル事項

第六十五条 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補スヘキ闕位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ闕位ヲ待タシム

第六十六条 判事禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ官ヲ失フ

第六十七条 判事ハ第六十二條ノ規定ニ依ルノ外懲戒ノ處分ニ因ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ轉官、轉職又ハ免官セラルコトナシ

第六十八条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第六十九条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第七十条 裁判所ニ置ク錄事ハ奏任トス

第七十一条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第七十二条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

スコトヲ得ス

一 公然政事ニ關係スルコト
二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員ト爲ルコト

三 帝國議會ノ議員又ハ道府縣市町村行政事務ニ關スル公務ヲ兼スルコト

四 商業ヲ營ミ又ハ營利ヲ目的トスル法人ノ役員ト爲ルコト

五 司法事務上必要アルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ判事ニ轉職ヲ命スルコトヲ得

第六十二条 司法事務上必要アルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ判事ニ轉職ヲ命スルコトヲ得

第六十三条 判事身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第六十四条 前二條ノ總會ニ關スル事項

第六十五条 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補スヘキ闕位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ闕位ヲ待タシム

第六十六条 判事禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ官ヲ失フ

第六十七条 判事ハ第六十二條ノ規定ニ依ルノ外懲戒ノ處分ニ因ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ轉官、轉職又ハ免官セラルコトナシ

第六十八条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第六十九条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第七十条 裁判所ニ置ク錄事ハ奏任トス

第七十一条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第七十二条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第七十三条 開廷ハ裁判所又ハ支部ニ於テ之ヲ爲ス

第七十四条 開廷中秩序ノ維持及審判ノ指揮ハ裁判長ニ屬ス

第七十五条 開廷ハ定數ノ判事列席シテ之ヲ爲ス但シ裁判所ノ長ハ裁判長ノ請

第七十六条 判事ハ第六十二條ノ規定ニ依ルノ外懲戒ノ處分ニ因ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ轉官、轉職又ハ免官セラルコトナシ

定ム

第七章 錄事及通譯官吏

第八十条 裁判長ハ未成年者、裁判所ノ威儀ニ適セサル風體ヲ爲ス者其ノ他秩

第八十一条 裁判長ハ法廷ノ秩序維持ノ任又ハ判任トス

第八十二条 裁判所ニ置ク錄事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第八十三条 第八十一條ノ場合ニ於テ其ノ行爲刑ヲ科スヘキモノナルトキ及法廷ニ於テ偽證其ノ他ノ犯罪アリタルトキハ裁判長ハ事實ヲ明確ニシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テ必要アルトキハ裁判長ハ違反者ヲ逮捕ヲ命スルコトヲ得

第八十四条 第七十四條及第七十六條乃至前條ノ規定ニ於テ其ノ行爲刑ヲ科スヘキモノナルトキ及法廷ニ於テ偽證其ノ他ノ犯罪アリタルトキハ裁判長ハ事實ヲ明確ニシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テ必要アルトキハ裁判長ハ違反者ヲ逮捕ヲ命スルコトヲ得

第八十五条 豫審判事又ハ受命判事ノ爲スシタル過料又ハ勾置ノ裁判ニ對シテハシタルノ内に二日以内ニ判事所屬ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第八十六条 法廷ニ於テハ審判ニ關與ス

テ公開ヲ停ムルコトヲ得此ノ場合ニ於

第七十九条 公開ヲ停メタルトキト雖裁判長ハ相當ト認ムル者ノ入廷ヲ許スコトヲ得

第八十条 裁判所ノ規定ヲ準用ス

第七十九条 公開ヲ停メタルトキト雖裁判長ハ相當ト認ムル者ノ入廷ヲ禁

第八十一条 裁判所ノ規定ヲ準用ス

第八十二条 裁判所ノ規定ヲ準用ス

第八十三条 第八十一條ノ場合ニ於テ其ノ行爲刑ヲ科スヘキモノナルトキ及法廷ニ於テ偽證其ノ他ノ犯罪アリタルトキハ裁判長ハ事實ヲ明確ニシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テ必要アルトキハ裁判長ハ違反者ヲ逮捕ヲ命スルコトヲ得

第八十四条 第七十四條及第七十六條乃至前條ノ規定ニ於テ其ノ行爲刑ヲ科スヘキモノナルトキ及法廷ニ於テ偽證其ノ他ノ犯罪アリタルトキハ裁判長ハ事實ヲ明確ニシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テ必要アルトキハ裁判長ハ違反者ヲ逮捕ヲ命スルコトヲ得

第八十五条 豫審判事又ハ受命判事ノ爲スシタル過料又ハ勾置ノ裁判ニ對シテハシタルノ内に二日以内ニ判事所屬ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第八十六条 法廷ニ於テハ審判ニ關與ス

第八十七条 對審ノ公開ヲ停ムルノ決定

第八十八条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第八十九条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第九十条 裁判所ハ決定ヲ以テ對

第九十一条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第九十二条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第九十三条 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ奏任トス

第九十四条 第七十四條及第七十六條乃至前條ノ規定ニ於テ其ノ行爲刑ヲ科スヘキモノナルトキ及法廷ニ於テ偽證其ノ他ノ犯罪アリタルトキハ裁判長ハ事實ヲ明確ニシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テ必要アルトキハ裁判長ハ違反者ヲ逮捕ヲ命スルコトヲ得

第九十五条 豫審判事又ハ受命判事ノ爲スシタル過料又ハ勾置ノ裁判ニ對シテハシタルノ内に二日以内ニ判事所屬ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第九十六条 法廷ニ於テハ審判ニ關與ス

ラルコトナシ
検事ノ懲戒ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ
之ヲ定ム
第十七條 檢事ニ對シ懲戒訴追又ハ刑事
訴追ヲ始メタル爲法律上職務ヲ執ラシ
ムルコト能ハザル期間内ハ俸給ノ三分
ノ一ヲ減ズ
第十八條 檢察廳ニ錄事ヲ置ク
錄事ハ奏任又ハ判任トス

錄事ハ書類ノ作成、記録ノ整理保管其
ノ他法令ノ定ムル事務ヲ取扱フ

錄事ハ前項ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ檢察
廳ニ於ケル諸般ノ事務ヲ取扱フ

第十九條 地方檢察廳及錄事二人以上ヲ
置キタル區檢察廳ニ首席錄事、檢察院
及總檢察院ニ錄事長ヲ置ク

錄事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

首席錄事及錄事長ハ上官ノ命ヲ承ケ錄
事ノ事務ヲ監督ス

第二十條 檢察廳ニ通譯官及通譯吏ヲ置
クコトヲ得

通譯官ハ奏任、通譯吏ハ判任トス

檢事總長以外ノ檢事ニ對スル指揮ハ檢
事總長ヲ經由シテ之ヲ爲ス但シ緊急ノ
必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ指揮ヲ爲シタル
トキハ司法大臣ハ檢事總長ニ其ノ指揮
ヲ爲シタル事項ヲ通告ス

第二十一條 司法大臣ハ公訴ノ實行ニ付
檢事ヲ指揮ス

檢事總長ハ公訴ノ實行ニ付檢事ヲ指揮
ス

第二十二條 檢事總長、檢事長及檢事正
ハ公訴ノ實行ニ付各其ノ廳及管轄區域
内ノ檢察廳ニ檢事ヲ指揮ス

檢事總長、檢事長及檢事正ハ公訴ノ實
行ニ付各其ノ廳及管轄區域内ノ檢察廳
ニ於テ或ル檢事ノ取扱フベキ事務ヲ自
ラ取扱ヒ又ハ之ヲ他ノ檢事ニ移スコト
ヲ得

第二十三條 檢事ハ犯罪ノ搜査其ノ他職
務ノ執行ニ付司法警察官吏ヲ指揮ス

第二十四條 司法大臣ハ檢察廳ヲ監督ス
第二十五條 檢事總長、檢事長及檢事正
ハ各其ノ廳及管轄區域内ノ檢察廳ヲ監
督ス

第二十六條 檢事總長、檢事長及檢事正
ハ各其ノ廳ノ檢事ヲシテ監督事務ノ一
部ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第二十七條 檢事總長、檢事長、檢事正、
支廳ノ上席ノ檢事又ハ首席檢事差支ア
ルトキハ各其ノ廳ノ檢事席次ノ順序ニ
依リ之ヲ代理ス

檢事一人ノ支廳又ハ區檢察廳ノ檢事差
支アルトキハ其ノ廳ヲ監督スル檢事正
ハ其ノ職務ヲ代理スベキ者ヲ命ズ

第二十八條 司法警察官及司法警察官ノ
職務ヲ行フ者ニ對スル監督ハ前四條ノ
例ニ依ル

第二十九條 檢察廳ノ事務取扱ノ延滞又
ハ不適當ナル執務若ハ處分ニ對シテハ
利害關係人ハ直近上級ノ監督官廳ニ抗
告ヲ爲スコトヲ得但シ裁判所ニ於テ取
消又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得ル檢事ノ
處分ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 抗告ニ對スル處分ハ抗告申立
人ニ通知スベシ

第三十一條 檢察廳ノ事務章程ハ司法大
臣之ヲ定ム

第三十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

第三十三條 區檢察廳ノ檢事ノ職務ハ當
分ノ内司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ
者ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第三十四條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規
定ニ依リ檢事タル資格ヲ有スル者ハ本
法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

第三十五條 從前ノ檢事局ハ第八條ノ適

用ニ付テハ之ヲ檢察廳ト看做ス

第三十六條 舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮
ニ處セラレタル者ハ第九條ノ適用ニ付
テハ之ヲ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル
モノト看做ス

第三十七條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規
定ニ依リ裁判所書記タル資格ヲ有スル
者ハ本法施行後ト雖仍檢察廳錄事タル
資格ヲ有ス

第三十八條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規
定ニ依リ裁判所書記タル資格ヲ有スル
者ハ本法施行後ト雖仍檢察廳錄事タル
資格ヲ有ス

第三十九條 本法施行ノ際現ニ檢事又ハ退
職檢事タル者ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ同
職又ハ退職ノ儘檢事ニ任ゼラレタルモ
ノトス

第四十條 本法施行前區裁判所檢事局ニ
於テ受理シタル事件ハ其ノ地ノ區檢察
廳ニ於テ之ヲ處理ス

本法施行前地方裁判所檢事局ニ於テ受
理シタル事件ハ其ノ地ノ地方檢察廳ニ
於テ之ヲ處理シ地方裁判所支部檢事局
ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ地ノ地方

檢察廳支廳ニ於テ之ヲ處理ス

第四十一條 他ノ法令中檢事局勤務ノ裁
判所ニ關スル規定トシ

第四十二條 他ノ法令中檢事局勤務ノ裁
判所ニ關スル規定ハ之ヲ檢察廳ニ關ス
ル規定ハ之ヲ檢察廳勤務ノ裁判所ニ關
スル規定トシ

第四十三條 他ノ法令中第一審裁判所
上訴裁判所、控訴裁判所、上告裁判所
總長ニ關スル規定ハ之ヲ檢察廳ニ關ス
ル規定ハ之ヲ檢察廳勤務ノ裁判所ニ關
スル規定トス

第四十四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

他ノ法令中裁判所ノ管轄ニ屬スル事項
ニ關スル規定ハ之ヲ其ノ裁判所ノ管
轄ニ屬スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳
ニ關スル規定トス

第四十五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第四十六條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第四十七條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第四十八條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第四十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十一條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十二條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十三條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十六條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十七條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十八條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第五十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十一條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十二條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十三條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十六條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十七條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十八條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第六十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十一條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十二條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十三條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十六條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十七條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十八條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第七十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十一條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十二條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十三條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十六條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十七條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十八條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第八十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關ス
ル規定トス

第九十條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第九十一條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第九十二條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第九十三條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第九十四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第九十五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第九十六條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第九十七條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第九十八條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第九十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百零一條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百零二條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百零三条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百零四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百零五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百零六條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百零七條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百零八條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百零九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十一条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十二条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十三条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十四条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十五条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十六条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十七条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十八条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百一十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十一条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十二条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十三条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十六条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十七条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十八条 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百二十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十一條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十二條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十三條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十六條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十七條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十八條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百三十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十一條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十二條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十三條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十四條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十五條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十六條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十七條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十八條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百四十九條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百五十條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬
スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ニ關斯
ル規定トス

第一百五十一條 他ノ法令中檢事所ノ管轄ニ屬

判所書記ニ關スル規定ハ之ヲ檢察廳錄事ニ關スル規定トス

第四十六條 從前ノ檢事又ハ檢事局勤務ノ裁判所書記ノ職務上ノ行爲ハ各之ヲ檢事又ハ檢察廳錄事ノ職務上ノ行爲ト看做ス

中山福藏君登壇

○中山福蔵君 哲ニ只今上程セラレマシタル裁判所構成法改正法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス 我國ニハニ改文ト入鑑承間重ダボ後益改

シ、世論喧々囂々洵ニ慨嘆ノ極ミデアリマスシテ、斯ル事態ハ昭和聖代ニ於ケル所ノ一大痛恨事ト言ハナケレバナリマセヌ、仍テ此ノ際其ノ病源ノ那邊ニアリヤラ探究シ、之ニ妥當適正ナル改革ヲ加へ、以テ司法權ノ尊嚴ヲ維持シ、國民ノ信賴ヲ高メ、法治國本來ノ面目ヲ發揮セバナラヌト存ズルノデアリマス、而シテ諸君御承知ノ如ク昭和十二年第七十一議會ニ於キマシテ、司法制度革正ニ關スル決議案提出セラレ、滿場一致可決セラレマシタケレドモ、政府ハ未ダ自ラ本制度改革ノ熱意ヲ示サズ、且一又方ニ司法制度調査會ナルモノガ存在致シテ居リマスケレドモ、何等成績ノ見ルベキモノガナインデアリマシテ、之ニ多キヲ求ムルハ恰モ百年河清ヲ俟ツノ類デアリマスカラ、以下六項目ニ重點ヲ置キ、裁判所構成法ヲ改正シテ司法部ノ革新ヲ圖ラントスル者ニアリマス

第一點ハ檢事局ト裁判所ノ分離ノ問題デアリマシテ、檢事局ヲ裁判所ニ附置スル現行制度ヲ改メ、之ヲ裁判所ヨリ分離シテ、司法權行使ノ機關ト、司法權ノ發動ヲ求ムル所ノ檢察權行使ノ機關トノ區別ヲ明確ニシテ、兩者各獨立ノ地位ヲ保タシムルコト致シテ居ルノデアリマス、惟フニ憲法第五十七條ハ司法權ハ天皇ノ名ニ於テ裁判所之ヲ行フ特規定シ、行政廳外ニ獨立セセル裁判所ヲシテ之ヲ行使セシムル趣旨ヲ明ニ致シテ居ルノデアリマス、隨テ司法權發動ヲ求ムル檢察機關ハ、固ヨリ司法機關タ

ル裁判所ノ外ニ存在スルコト勿論デアリマ
スケレドモ、現行制度ガ行政官タル司法大
臣ノ指揮監督ニ服スベキ検察機関ヲ、裁判
所構成法ニ依ツテ支配シ、且ツ裁判所ニ附
置スルモノト致シマシタ結果、檢事局ト裁
判所トガ恰モ同一官廳ナルカノ如キ奇觀ヲ
呈シ、國民ヲシテ裁判所モ亦司法大臣ノ指
揮監督ニ服スルニアラズヤトノ誤解ヲ抱カ
シメマスル虞ガアルノデアリマス、而モ一
方ニ檢察機關ハ、檢事一體ノ原則ニ則ツテ、
上ハ司法大臣ヨリ下ニ區裁判所檢事ニ至ル
マデ緊密ナル連絡ヲ保チ、渾然一體トシテ
活動スベキ體制デアリマスカラ、自ラ強大
ナル所ノ勢力ヲ有シ、動モスレバ司法權行
使ノ重任ヲ有スル司法官ガ檢察官ノ爲ニ掣
肘セラルルノ疑惑ヲ抱懷セシメ、又檢察官
ト司法官トガ同一廳舎ニ執務シ、極メテ密
接ナル關係アルガ爲ニ、司法官ガ檢察官ニ
對シ、嚴然トシテ能ク其ノ獨立性ヲ發揮シ
得ルヤニ付テノ疑惑ヲ挾マシムルニ至ツテ
居リマス、加之最近ニ於ケル所謂司法部ニ
對スル非難ナルモノヲ靜ニ檢討致シマスル
時ニ、檢察機關ノ失態ガ累々裁判所ニ及ボ
シタル場合モ洵ニ多イノデアリマシテ、檢
事局ヲ裁判所ニ附置スル制度ハ、如實ニ司
法部百弊ノ根源タルコトヲ物語ツテ居ルト
謂ハナケレバナリマセヌ、カルガ故ニ檢事
ノ機構ニ關スル現行規定ハ、裁判所構成法
中ヨリ之ヲ削除致シマシテ、別箇ノ法律ヲ
以テ之ヲ規定シ、兩者ヲ分離スルコトニ致
シタノデアリマス(拍手)

シテ之ニ當ラシムベシトスル、司法權獨立ノ
ノ保障ニ關スル建議案ヲ可決致シタノデア
リマス、又往年全國控訴院長モ時ノ大木司
法大臣ニ對シマシテ、大審院長ニ大審院ノ
外、下級裁判所ヲモ監督スルノ權限ヲ附與
スペシトスルノ建議ヲ致シタコトモアルノ
デアリマス、此ノ意見ハ朝野法曹大部分ノ
意見デアリマシテ、當然此處ニ重點ヲ置キ、
改革ノ歩ヲ進メナケレバナラスト信ジテ疑
ハナイノデアリマス

第三點ハ審級制ノ合理化ノ問題デアリマス、申スマデモナク、司法權ハ天皇ノ名ニ
於テ裁判所之ヲ行フゾデアリマスガ、司法裁
判ハ憲法上國務大臣輔弼ノ外ニアルノデア
リマシテ、隨テ裁判ニ對シテハ、議會ノ監
督モ之ニ及バナイハ當然デアリマス、唯
不當ナル裁判ニ對シテ権利ヲ侵害セラレマ
シタル場合ニ於テハ、上級裁判所ニ上訴シ
テ其ノ審判ヲ求ムルノ一途ヲ有スルニ過ぎ
ナイノデアリマス、然ルニ現行法ハ控訴院
地方裁判所共ニ三名ノ判事ヲ以テ部ヲ構成セ
シテ居ルノデアリマシテ、控訴院ハ同數ノ
判事ヲシテ地方裁判所ノ裁判ヲ適否ヲ判断
セシムルト云フコトニナツテ居ルノデアリマ
ス、斯ノ如キ有様ニ放置スルニ於キマシ
テハ、理論上審級制度ヲ設ケタル趣旨ヲ全
ク没却スルト云フ奇觀ヲ呈ス
ニ或ハ地方裁判所ノ部長ガ控訴院ノ部長ヨ
リモ上級官タル場合ガアルノデアリマシテ、
ラヌモノデアルト私ハ信ズルノデアリマス
(拍手)加之現行法ノ下ニ於キマシテハ、時
ニ或ハ地方裁判所ノ部長ガ控訴院ノ部長ヨ
リモ上級官タル場合ガアルノデアリマシテ、
合議ニ比シテ、更ニ慎重トナリ、事案ノ實
相ヲ發見スル上ニ遙ニ有效ナコトハ、私
ノ常ニ實驗スル所デアリマシテ、裁判所構
成法制定當時ニ於ケル立法者ノ卓見ハ、正
ニ賞賛ニ値スルモノガアルノデアリマスル
カラ、須ク現行裁判所法制定前ノ建前ニ遺

元致シマシテ、控訴院ハ五名、大審院ハ七
名ノ判事ヲ以テ其ノ審理ニ當ラシムルト云
フコトニセナケレバナラスト思料スル次第
デアリマス

第四點ハ法曹ノ一元化問題デアリマス、
複雜ニシテ多岐多端ナル所ノ現代社會ニ於
キマシテハ、訴訟審判ノ職司ハ社會ノ表裏
ヲ洞察シ得ル所ノ眼識ヲ備ヘタ裁判官ヲ以
テ之ニ當ラシムルト云フコトハ當然デアリ
マセウ（拍手）少クトモ健全ナル常識ヲ具フ
ル人デアツチ、初メテ其ノ職務ヲ完遂スル
コトガ出来ルト確信致シマス、隨て纔ニ學
園ヲ出デテ一兩年間其ノ實務ニ携ハツタル
所ノ極ク若キ裁判官ヲ以テ、審判ノ大任ヲ
全ウスルト云フコトハ、到底不可能デアリ
マスルカラ、將來ハ一定年間辯護士ノ職務
ニ從事シ、實際社會ノ表裏ヲ體驗シ、尊イ
其ノ體驗ヨリ流レ出ヅル所ノ判断力ヲ持ツ
タ裁判官ノ任命制度ヲ、確立シナケレバナ
ラスト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス（拍手）
第五點ハ判事ト檢事ノ人事交流廢止ノ問
題デアリマス、判事ト檢事トノ人事交流ヲ
ムル所ノ原告官デアル、判事ハ司法權ノ行
使ヲ職司トスルモノ所ノ現行制度ハ、種々ノ
弊害ヲ伴フコトヲ免レナイノデアリマス、
抑検事ハ公訴ヲ提起シ、司法權ノ發動ヲ求
ムル所ノ原告官デアル、判事ハ司法權ノ行
使ヲ職司トスルモノデアリマスルカラ、體
制上判事ハ檢事ノ上位ニ立タシヌナケレバ
ナラスト私ハ考ヘル、然ルニ現行制度ハ、
判事ト檢事ノ交流ヲ認メマスルガ故ニ、往
往ニシテ裁判ノ經驗ニ乏シキ檢事が判事ニ
轉官シテ、其ノ監督長官タル地位ヲ占ムル
ガ如キ事例ナキニシモアラズデアリマス、
斯ノ如キハ裁判官ノ地位ヲ輕視シ、延イテ
司法權ノ獨立性ヲ侵害スルモノト謂ハナケ
レバナリマセヌ（拍手）仍テ判事ヨリ檢事ニ
轉官スルコトハ之ヲ認メテモ差支ナインデ
アリマスガ、檢事ヨリ判事ニ轉官スルコト
ハ斷ジテ之ヲ禁止シナケレバナラスト私ハ
考ヘテ居ルノデアリマス（拍手）
第六ノ點ハ判事停年制ノ廢止ノ問題デア
リマス、凡ソ刑事タルト民事タルトヲ問ハ

應急的改正案ヲ本議會ニ提出スルコトニシタノデアリマス、此ノ改正案ハ曩ニ政府ニ於テ成案ヲ得テ居リマスル改正要綱ノ中ヨリ、吾々ガ是マズノ體驗上、最モ不合理、不便ヲ感ジタモノヲ擇擣シテ提出シタ次第アリマシテ、極メテ簡單明瞭ナモノデアリマシテ、別ニ茲ニ其ノ内容ニ付テ御説明ヲ加ヘル必要アリマセヌガ、唯念ノ爲メ其ノ要點ダケヲ指摘シテ見マスレバ第一選舉事務長、選舉委員及ビ選舉演說會ニ出演スル辯士ニハ現行法上日當ヲ支給シ得ザルコトニナツテ居リマスガ、是ハ社會一般ノ通念ニ反シタ規定デアリマスカラ、之ヲ改正シテ、以上ノ者ニハ命令ノ定ムル所ニ依ツテ日給ヲ支給シ得トシタコトデアリマス

第二ニハ、現行法ニテハ勞務者ヲ選定スルコトハ選舉事務長ノミニ限ラレテ居ルノデアリマスガ、是ハ實際ニ於テ甚ダ不便ガアリマスカラ、選舉委員モ豫メ選舉事務長ノ承諾ヲ得テ、勞務者ヲ選定スルコトガ出ルト致シタコトデアリマス

第三ハ、所謂再選舉ニ於テ選舉違反ニ引掛けツテ失格シタル場合ニハ、補闕選舉ト同様ニ缺員ノ數二名ニ達スルヲ待チテ選舉ヲ行フコトトシタノデアリマス

第四ハ、供託金ノ沒收點ハ、從來有效投票ヲ議員定數ニ除シタル數ノ十分ノ一デアリマシタノヲ、引上げテ七分ノ一ニ改メタコトデアリマス

第五ハ、當選人ハ原則トシテ當選ノ承諾ノ届出ヲ爲サザルモ議員タリ得ルヤウ改メタコトデアリマス

其ノ他二三ノ事項ニ過ギナインデアリマスガ、是ハ餘リニ簡單ナモノデアリマスカラ、別ニ説明申上ダルコトヲ省略致シマス兎ニ角選舉法ノ改正トシテハ、先刻申上ゲマシタ通り、根本的改正ヲ要スル點ガ多々アリマシテ、例ヘバ選舉權ノ擴張、選舉區制ノ變更、比例代表、或ハ別表ノ改正、其ノ他色々な問題ガアルノデアリマスガ、是等ノ問題ハ凡て他日政府カラ提案ヲ願フ

タ勤機竝ニ經過ニ付テ一言致シマス、此ノ選舉法改正法案ヲ提出スルニ至リマシテ改正ノ大體ノ法案ガ出來テ居リマスノニシテ加ヘル必要アリマセヌガ、唯念ノ爲メ其ノ要點ダケヲ指摘シテ見マスレバ

タ勤機竝ニ經過ニ付テ一言致シマス、此ノ選舉法改正法案ニ付、前陳ノ如ク政府ニ於テ改正ノ大體ノ法案ガ出來テ居リマスノニ一向出サレナイ、本議會ニ於テモ議員カラ

度々之ニ關スル質問ガ行ハレ、之ニ對シテ唯政府ハ善處スルトカ、又是ガ改正ニ付テハ熱心ナル再検討ヲ加ヘテ見タイトカ言ハルルノミデアリマシテ、來年ニ總選舉ヲ控

ヘテ居ル今日、本議會ニ其ノ提出セントスル氣配モナイ、ソレデ私ハ去ル二月二十一日、第二分科會ノ席上ニ於テ、内務大臣ニ對シ、若シ政府カラ本法案ヲ提出セラレズ、議員ノ方カラ是ガ提出ノアツタ場合ニ、政府ハ之ヲ如何ニ取扱フカト云フ質問ヲ致シシマタガ、之ニ對シ内務大臣ハ敢テ御反對デモナイヤウナ御答辯デアリマシタノデ、議員カラ提出スルコトニ致シタノデアリマス

尙ホ此ノ法案ハ議員各位ニ及ボス影響モ大ナルモノガアルノデアリマスカラ、當初各派共同提案トスルコトトシ、各派ヨリ二名宛ノ代表者ヲ出シ、合計十二名ノ委員ヨリ成ル選舉法改正協議會ヲ作り、此ノ協議會ニ於テ數回ニ瓦リ案ヲ練ツタノデアリマス、而シテ愈、成案ヲ得テ提出セントスルニ當リ、如何ナル理由ニ基クノカ、民政黨ガ

青年二十五歳ニモ達シマスレバ心神發育モ十分ニアリ、男子ハ衆議院議員選舉資格モ得ラレ、一通り思慮分別モ出來得ルノデアリマスカラ、爾後ハ酒ヲ飲ムモ飲マスモ、ノ士氣ニモ非常ナ惡影響ヲ及ボスコトト考ヘルノデアリマス、又物資、殊ニ紙ノ缺乏ノデアリマス、政治家ハ此ノ世ノ中カラ犯罪者ヲ出

サヌヤウニスルノガ其ノ任務デアリマス、

此ノ戰時下ニ於テ、若シ來年ニ迫る總選舉ニ於テ、戰場ニアル勇士ノ父兄カラデモ多

數ヲ違反者ヲ出セヤウナコトガアリマシタ

ラ、政府ハ一體下ウシマスカ、戰線ノ勇士

ノ士氣ニモ非常ナ惡影響ヲ及ボスコトト考

ヘルノデアリマス、又物資、殊ニ紙ノ缺乏

ノデアリマス、政治家ハ此ノ世ノ中カラ犯

罪者ヲ出セヤウニスルノガ其ノ任務デアリマス、

此ノ戰時下ニ於テ、若シ來年ニ迫る總選舉ニ於テ、戰場ニアル勇士ノ父兄カラデモ多

數ヲ違反者ヲ出セヤウナコトガアリマシタ

ラ、政府ハ一體下ウシマスカ、戰線ノ勇士